

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和7年10月

岡山県人事委員会

目 次

別紙第1	報告	
第1	職員給与	1
第2	民間給与	
1	職種別民間給与実態調査	1
2	調査の実施結果	
(1)	初任給	2
(2)	給与改定	2
第3	職員給与と民間給与との比較	
1	月例給	3
2	特別給	3
第4	職員給与と国家公務員給与等との比較	
1	平均給与月額	3
2	ラスパイレス指数	4
第5	物価及び生計費	4
第6	人事院の給与等に関する報告、勧告	4
第7	むすび	
1	公民給与の比較方法の見直し	
(1)	比較対象企業規模	7
(2)	比較における対応関係	8
(3)	特別給の比較方法	8
2	職員給与	
(1)	給料表	8
(2)	初任給調整手当	9
(3)	期末手当及び勤勉手当	9
(4)	地域手当	9
(5)	通勤手当	10
(6)	宿日直手当	11
(7)	職員の月例給与水準を適切に確保するための措置	11
(8)	昇格基準の廃止	11
(9)	特地勤務手当等	11
(10)	特殊勤務手当	12
(11)	獣医師の処遇改善等	12
(12)	公立学校教員の給与制度等	13
3	公務員人事管理	
(1)	多様で有為な人材の確保・育成と組織活性化に向けた人事管理の推進	13
(2)	多様なライフスタイルや働き方の実現と魅力ある勤務環境の整備	16
(3)	公務員倫理の徹底	21
4	給与勧告実施の要請	21
別紙第2	勧告	25

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員給与の実態を把握するとともに、職員給与等を決定するために必要な諸条件について調査した。

その結果は、次のとおりである。

第 1 職員給与

本年 4 月 1 日を基準として実施した「令和 7 年職員給与実態調査」によると、職員の総数は18,144人であって、その平均年齢は41.2歳、平均経験年数は18.5年、また、男女別構成は男性57.8%、女性42.2%、学歴別構成は大学卒86.5%、短大卒3.4%、高校卒10.0%、中学卒0.0%となっている。

これらの職員には、従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、研究職及び医療職の 5 種 9 表の給料表が適用されており、実際に支払われた職員全体の平均給与月額は、給料361,211円、扶養手当9,722円、地域手当5,933円、計376,866円となっている。

(資料第 1 表、第 2 表)

第 2 民間給与

1 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員給与と民間給与との精密な比較を行うため、人事院並びに都道府県及び政令指定都市等の人事委員会と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である県内の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した244の事業所を対象に、「令和 7 年職種別民間給与実態調査」を実施した。この調査では、公務と類似すると認められる職務に従事する者8,868人について、本年 4 月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を詳細に調査した。

また、各民間企業における給与改定の状況や諸手当の支給状況等について、本年も引き続き調査を行った。

本年の職種別民間給与実態調査の完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、88.2%と非常に高く、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものとなっている。

なお、後記第7の1のとおり、公民給与の比較方法の見直しを行うことから、令和7年の職員給与と民間給与との比較に用いる民間の調査結果は、企業規模100人以上の事業所におけるものとする。

2 調査の実施結果

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は、次のとおりである。

(1) 初任給

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で40.7%（昨年30.2%）、高校卒で30.8%（同25.3%）となっている。そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で73.6%（同76.7%）、高校卒で88.1%（同75.5%）となっており、大学卒で26.4%（同23.3%）、高校卒で11.9%（同24.5%）の事業所においては、初任給を据え置いている。

また、新卒事務員及び新卒技術者の初任給の平均額は、大学卒で226,966円（昨年211,088円）、高校卒で194,010円（同180,710円）となっている。

（資料第13表、第15表）

(2) 給与改定

民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は69.6%（昨年55.8%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.0%（同2.1%）となっている。

また、一般の従業員（係員）について、定期昇給を実施した事業所の割合は93.8%（昨年93.2%）となっているが、昇給額が昨年に比べて増額となっている事業所の割合は35.1%（同44.7%）、減額となっている事業所の割合は5.5%（同3.2%）となっている。

（資料第16表）

第3 職員給与と民間給与との比較

1 月例給

職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職、民間においては公務の行政職と類似すると認められる職種の者について、職種、役職段階、年齢等の給与決定要素を同じくすると認められる者同士の本年4月分の諸手当を含む実際に支払われた給与額を対比させ、精密に比較した。

その結果、次表に示すとおり、職員給与が民間給与を1人当たり平均10,995円（2.88%）下回っていることが明らかになった。

（別表第1、第2）

民間給与 (A)	職員給与 (B) (平均42.8歳)	比較 $\left(\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right)$
392,494円	381,499円	10,995円 (2.88%)

注：民間給与、職員給与ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

2 特別給

職種別民間給与実態調査の結果によると、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額に4.64月分に相当していた。これを職員の期末手当・勤勉手当（特別給）の年間の平均支給割合（4.60月）と比較すると、職員の期末手当・勤勉手当が民間の特別給を0.04月分下回っている。

（資料第19表）

第4 職員給与と国家公務員給与等との比較

1 平均給与月額

職員のうち代表的職種である行政職給料表の適用を受ける職員と、これに相当する国家公務員との本年4月における平均給与月額^{※1}を比較すると、職員では、平均年齢42.8歳で381,499円、国家公務員では、平均年齢41.9歳で414,480円となっている。

※1 国家公務員の平均給与月額は、人事院の「令和7年国家公務員給与等実態調査（令和7年4月1日現在）」に基づくものである。

2 ラスパイレス指数

令和6年4月1日現在の地方公務員の給与額等を調査した総務省の「地方公務員給与実態調査」によると、国家公務員を100とした場合の職員のラスパイレス指数^{※2}は100.3（前年100.4）となっている。なお、全都道府県の平均は99.7（同99.6）となっている。

※2 ラスパイレス指数とは、地域手当等の手当を含まない地方公共団体の一般行政職の給料表適用職員の給料額（本給）と国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給額（本給）とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較したものであり、現に支給されている給料額（俸給額）に基づいて算出される。

第5 物価及び生計費

「小売物価統計調査」（総務省）に基づく本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ、全国で3.6%、岡山市で3.7%上昇している。

また、本委員会が「家計調査」（総務省）を基礎に算定した、本年4月における岡山市の標準生計費は、2人世帯で179,980円、3人世帯で198,770円、4人世帯で217,550円となっている。

（資料第23表）

第6 人事院の給与等に関する報告、勧告

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与について報告し、給与制度の改正について勧告した。併せて、公務員人事管理について報告した。

その概要は、次のとおりである。

激しい人材獲得競争を勝ち抜くため、改革を次のフェーズへ

人事院が実現する「これから」の公務

高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- 国家公務員行動規範の周知・啓発
- 府省横断チームによる公務のブランディング

実力本位で活躍できる公務

- 職務・職責をより重視した給与体系を含む、新たな人事制度の構築に向けて、給与、勤務時間、任用等を一体的に検討

【R8年度に骨格、R9年度に具体的内容を報告】

- 採用市場での競争力確保のため、官民給与の比較対象を見直し
- 業務の特殊・困難性の高まりに伴い本府省業務調整手当を拡充
- 職務・職責に見合った処遇確保のため、在級期間に係る制度を廃止

【R7年度から先行して実施】

働きやすさと成長が両立する公務

- 月100時間超等の超過勤務最小化に向け、各府省の実情に応じた伴走支援や調査・指導の強化

【R7年度から実施】

- 自己実現や社会貢献につながるような兼業制度(自営兼業)の見直し

【R8年度から施行】

- 様々な事情を抱えた職員の活躍を支えるための無給休暇の導入

【R8年度に措置内容を報告】

- 国家公務員の「能力一覧」を作成し、人材の育成や確保に活用

【R7年度に作成】

誰もが挑戦できる開かれた公務

- 経験者採用試験におけるCBT(オンライン試験)の導入

【R8年度に試行試験、R9年度に導入】

- インターンシップを活用した早期選考の実施に向けた環境整備

【R8年度から実施】

- 柔軟なアルムナイ採用のための能力実証方法や公募手続の簡素化

【R8年度から実施】

- 技術系人材の確保に特化した採用ルートの整備

【R8年度に具体像の提示】

～世界に誇れる社会を作り、未来につなげるために～

官民給与の比較方法の見直し

- 行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較
 - 比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引上げ
 - 本府省職員との対応関係を東京23区・本店の企業規模「500人以上」から「1,000人以上」に引上げ
- ➡ 令和7年は見直し後の方法で比較。月例給は、生じた較差を解消するため、次のとおり改定

月例給

官民較差:15,014円(3.62%)

【令和7年4月分の民間給与を調査して官民比較】【令和7年4月実施】

俸給

- 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ
 - 【総合職(大卒)】242,000円(+5.2%[+12,000円]) 【一般職(大卒)】232,000円(+5.5%[+12,000円])
 - 【一般職(高卒)】200,300円(+6.5%[+12,300円])

- 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定

※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3%

※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約5.1%の給与改善

本府省業務調整手当

- 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給
- 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ

特勤勤務手当等

- 著しく不便な地に所在する官署(特勤官署等)に勤務する職員に支給される特勤勤務手当等と他の手当との減額調整を廃止
- 特勤官署等への採用に伴い転居を行った職員を手当の支給対象に追加

ボーナス

〔直近1年間(令和6年8月～令和7年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較〕

- 支給月数の改定【令和7年4月実施】

年間 4.60 月分 → 4.65 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.025月分引上げ

職務・職責をより重視した新たな給与体系に移行するため先行して行う見直し

- ①官民給与の比較方法、②本府省業務調整手当、③特地勤務手当等の見直し(以上前掲)のほか、
④昇格前の級に一定期間在級することを求める制度(在級期間表)を廃止

【①は令和7年の官民給与比較から実施、②及び③は令和7年4月実施、④は令和8年4月実施】

その他の主な給与制度の見直し

通勤手当【②は令和7年4月実施、①及び③は令和8年4月実施】

- ① 自動車等使用者について、65km以上から100km以上までの区分(5km刻み)を新設(上限66,400円)
- ② 現行の「60km以上」までの距離区分についても、民間の支給状況等を踏まえ、200円から7,100円までの幅で引上げ
- ③ 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設

職員の月例給与水準を適切に確保するための措置【令和8年4月実施】

人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置

第7 むすび

1 公民給与の比較方法の見直し

職員給与と民間給与との比較は、人事院並びに都道府県及び政令指定都市等の人事委員会と共同で実施する全国調査である職種別民間給与実態調査に基づいて行っており、比較方法は、職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較するラスパイレース方式を原則としている。

このような比較方法の下、平成18年には、人事院は社会経済情勢の変化を踏まえつつ、より広く民間企業の状況を公務員給与に反映させる観点から、比較対象企業規模について、従前100人以上としていたところ、50人以上とする見直しを行い、本県においても検討の上、同様の見直しを行ったところであるが、本年、人事院は、行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争を踏まえ、本年の官民給与の比較から、比較対象企業規模の見直しを行った。

こうした状況から、今般の人事院における見直しを踏まえて、本委員会においても同様の見直しが必要であるか検討する。

(1) 比較対象企業規模

人事院は、行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争を前提とすれば、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較する必要があるとし、官民給与の比較のための対象企業規模を引き上げることが適当であるとした。引上げ後の企業規模については、過去の経緯及び民間事業所全体の無期雇用者の過半をカバーできることから、100人以上とした。

本委員会としては、職員の給与については、これまで、地方公務員法の均衡の原則に基づき国の制度に準拠した改定を行ってきており、これは国家公務員との関係における全体の奉仕者としての公務の同一性、類似性に着目し、給与構造の基本的な部分については、国家公務員の給与制度に準ずることが適当であるという考え方に立って行ってきたものである。また、人事院が見直しの経緯として言及している、行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争といった状況は、本県の実情に

も当てはまるものである。

以上を総合的に勘案すると、人事院と同様に比較対象企業規模を50人以上から、100人以上に見直すことが適当であると判断する。

なお、人事院は、特に本府省職員について、対応させる企業規模を東京23区本店500人以上から、1,000人以上とする見直しも行っているが、同見直しは、国家公務員に限られた事情であるため、本県においては実施しない。

(2) 比較における対応関係

月例給の公民給与の比較の対応関係については、人事院の見直しに準じて別表第2のとおりとした。

(3) 特別給の比較方法

前記(1)のとおり、月例給の比較対象企業規模を100人以上とすることとの整合性を考慮し、特別給の公民比較においても、人事院の見直しに準じて、現行の枠組みを維持しつつ、企業規模100人以上の民間企業を比較対象とする。

2 職員給与

職員給与等の決定に関係のある基礎的な諸条件については、以上述べたとおりである。

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、これらを総合的に勘案した結果、次の措置を行う必要があると判断した。

(1) 給料表

本年4月時点における民間給与と職員給与を比較した結果、職員給与が民間給与を下回っていることが判明した。

本委員会としては、この較差を解消するため、月例給の引上げ改定を行う。

改定に当たっては、優秀な人材の確保が重要な課題となっている本県の実情に鑑み、民間との給与比較を行っている行政職給料表について、初任給を始め、若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に改定を行う。

なお、定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額については、各級の改定額を踏まえて改定し、行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表と同様の改定を行う。

また、改定については、本年４月の職員給与と民間給与を均衡させるものであるから、同月に遡及して実施する。

(2) 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当については、医師の処遇を確保する観点から、国家公務員の初任給調整手当の改定に関する人事院勧告に準じて改定する。

(3) 期末手当及び勤勉手当

ア 支給月数の改定

職員の期末手当及び勤勉手当の年間の支給割合は、昨年８月から本年７月までの１年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、年間の支給月数を0.05月分引き上げ、4.65月分とする。支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分し、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和８年度以降においては、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が６月期と12月期で均等になるよう定める。

また、定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げる。

イ 在職期間等の取扱いの見直し

人事院は、交流採用及び研究休職に係る在職期間等の取扱いを見直すことを報告している。今後、国家公務員における取扱いを精査し、適切に対応する。

(4) 地域手当

地域手当については、令和６年に、国家公務員に準ずる内容で、見直しに関する勧告等を行い、支給割合についても段階的に見直すこととし

ていた。

令和8年4月1日からの支給割合は、岡山県職員給与条例（昭和26年岡山県条例18号）に定める割合とする。

また、昨年10月に、総務省が設置する社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会給与分科会により提出された報告書において、地域手当について言及があったので、その内容に関連して、以下に付言する。

同報告書によれば、地方公務員における対応の方向性として、「級地区分・支給割合については、公務としての近似性・類似性を重視して、国家公務員の級地区分・支給割合を基本とすることが適当である。」とされている。また、留意点として「地域の実態を踏まえ、地方公共団体が独自に支給割合を設定することも考えられるが、この場合、各地方公共団体において、地域の民間給与の適切な反映を目的とする地域手当の趣旨にのっとった支給割合とすること、及び特に基本となる支給割合を上回る支給割合とする場合には、その支給割合とすることの根拠を明確にするなど、住民等に対する情報公開及び説明を徹底することが必要と考える。」と言及されている。

本委員会としては、報告書にあるとおり国家公務員の級地区分・支給割合を基本として勧告・報告を行ってきたところである。任命権者において本県の実態を踏まえて、独自に設定をすることも考えられるが、その場合、報告書の留意点に配慮したものとなる必要がある。

(5) 通勤手当

通勤手当については、令和7年の「職種別民間給与実態調査」の結果を踏まえた、国家公務員の通勤手当に関する人事院勧告に準じて改定する。

ア 自動車等使用者に対する通勤手当

自動車等使用者の距離区分ごとの手当額は、別表第3に示すとおりに改定し、令和7年4月に遡及して実施する。

また、自動車等使用者が、通勤の際に自らの負担により駐車場等を利用する場合、1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対

する通勤手当を令和８年４月から新設する。

なお、これまで、自動車等使用者のうち、自転車のみを使用する職員について、別途、手当額を定めていたが、これを令和８年４月から廃止し、自動車等使用者として一本化する。

イ 月の途中で採用された職員等の通勤手当

月の途中で採用された職員等に対し、採用日等から通勤手当を支給できるよう、国家公務員の取扱いに準じて、所要の措置を講じる。

(6) 宿日直手当

宿日直手当については、国家公務員の宿日直手当に関する人事院勧告に準じて改定する。

(7) 職員の月例給与水準を適切に確保するための措置

人事院は、人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いていることを踏まえ、採用市場での競争力を確保するため、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を新設するよう勧告している。諸手当については、基本的には国に準拠することが適切と考えることから、国や他自治体の動向等も踏まえ、関係法令改正後、適切に対応できるよう、導入に向けて所要の検討を進めていく必要がある。

(8) 昇格基準の廃止

人事院は、職務給の原則の下、採用の種類や年次にとらわれない職務・職責を基準とした給与制度・運用は重要であるとし、それに見合った給与処遇の確保を推進していくため、在級期間表を廃止することとした。本県においても、国家公務員の在級期間表と趣旨を同じくする、昇格基準を廃止する。

(9) 特地勤務手当等

特地勤務手当等については、国家公務員の特地勤務手当等に関する人事院の報告に準じて改定する。

ア 特勤手当と地域手当との調整の廃止

特勤手当は、地域手当が支給される場合には、支給額を減ずる措置が講じられているが、この調整措置を廃止する。

イ 算定基礎額

特勤手当の額及び特勤手当に準ずる手当の額の算定基礎額について、「現に受ける給料等」のみを用いる方法に改める。

(10) 特殊勤務手当

保健所勤務職員が行う精神障害者又は精神障害の疑いのある者の調査、移送等の業務について、特殊勤務手当を措置しているが、精神障害者等の症状等によっては、職員が暴言や暴力を受けることもあり、危険性が高いばかりでなく、昼夜を問わないことから精神的な負担が大きい業務となっている。近年では、精神障害者等の家族や、地域住民の支援も弱まってきており、また患者の症状も多様化してきているため、困難性も増してきている。今年度、本委員会が実施した現地調査においても、その状況について確認したところである。

こうした状況を踏まえ、支給対象となる業務について、同様の手当を措置する他自治体の状況を研究・分析した上で、勤務の実態に合うものとなるよう、支給額の見直しについて検討する必要がある。

(11) 獣医師の処遇改善等

本県における獣医師は、家畜伝染病の予防、食の安全確保等の重要な役割を担っているが、獣医師の安定的な確保が長年の課題となっている。本県獣医師が担う業務のやりがいや魅力の発信、令和2年度からは初任給調整手当の改善の実施など、対策を講じてきたところであるが、未だに必要な獣医師を確保できていない状況が続いている。

また、近年の人材獲得競争の中で、同じく獣医師確保の課題を抱える他の自治体が、処遇改善を行っており、本県の給与上の優位性が薄れつつある。

このため、人材確保の観点から、他自治体の状況も踏まえた上で、給

与上の処遇改善を図る必要がある。併せて、業務のやりがいや魅力の発信といった給与上の処遇改善以外の取組についても、引き続き実施していくことが求められる。

(12) 公立学校教員の給与制度等

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号。以下「改正法」という。）が、令和7年6月11日に成立した。この改正法は、学校教育の質の向上に向けて、教師に優れた人材を確保する必要があることに鑑み、学校における働き方改革の更なる加速化、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教師の処遇改善を一体的に進めるものとなっている。

改正法による教職調整額や義務教育等教員特別手当の改正等の、公立学校教員の給与制度の見直しについては、本県の実情及び法改正の趣旨を考慮して行う必要がある。

また、公立学校教員の「主務教諭」の職の設置については、今般の学校教育法改正の趣旨、本県の実情並びに学校を取り巻く状況及び学校現場の実態等を十分に踏まえ、その設置の必要性を含め検討する必要がある。

3 公務員人事管理

(1) 多様で有為な人材の確保・育成と組織活性化に向けた人事管理の推進

ア 人材の確保・育成

社会経済や国際情勢など公務を取り巻く環境が激しく変化する時代において、直面する行政課題は高度に複雑・多様化しているとともに、頻発化・激甚化する自然災害や様々な感染症の流行など、県民の生活を脅かす深刻な事案が多く発生している。こうした中であって、県民の安全と生活を守る行政サービスを安定的に提供し続けるためには、課題に対し臨機応変で的確な判断と迅速な行動ができる、決断力や柔軟性を備えた人材を確保し、育成することが不可欠である。

しかし、近年、受験年齢層人口の減少に加え、国や他自治体、民間企業等との間での人材獲得に向けた競合の激化等によって人材確保の現状は極めて厳しくなっており、特に技術職では業務に支障をきたす

ことも懸念される危機的な状況になっている。

本委員会は、これまでも多様な知識や経験、意欲を有する人材確保に向けた新たな試験区分の創設や受験資格の拡大などを実施してきたところであり、引き続き、採用環境の変化に応じた柔軟な採用手法の調査研究を進め、任命権者との連携の下、不断の見直しを行っていく。

官民間問わず人材獲得競争が激化する中で、更なる人材確保を進めるためには、学生が進路を検討する時期に公務の魅力をアピールし公務志望者を増やす取組が重要である。本委員会は、県媒体による採用試験情報の発信や採用説明会等の開催、辞退防止を目的とした合格者交流会の実施に加えて、民間就職情報サイトでの発信や企業合同説明会への出展等に取り組んでいるところであり、任命権者との連携の下、発信力を強化していく必要がある。

任命権者においても、体験を通じて公務への理解を深めるインターンシップの受入が行われており、今後も本委員会と連携しつつ様々な機会を通じて公務の魅力を発信し志望者の増加に努めることが重要である。特に技術職に関しては、大学、高校等への働きかけ、学生等へのきめ細かい業務説明や募集活動など、主体的に専門的業務の魅力を伝えていく取組が引き続き有効である。

また、人材流動化への対応も必要である。若年層だけでなく全年齢層にわたって人材を確保する視点も重要であり、本委員会は、柔軟な採用手法について調査研究し、見直しを行っていく。

一方、離職抑制の一環として、職員一人ひとりがライフスタイルや働き方に応じて、高い意欲とやりがいを持って職務を遂行し、生き生きと働くことができるように、任命権者において処遇を含めた労働環境の整備に一層取り組むことが必要である。またそれが、より多様で意欲ある有為な人材を採用できる好循環にも繋がる。

さらに、障がい者の採用についても、引き続き、任命権者は障がいの内容や程度に応じて職員それぞれの能力が発揮されるよう検討していく必要がある。

人材育成については、任命権者において研修所や職場内での研修等に取り組んでいるが、異なるバックグラウンド、キャリア意識及び人生設計を持つ職員一人ひとりが、モチベーションと主体性を高め、持

てる能力を最大限発揮できるよう、職責やキャリア形成に応じ、計画的に意識改革と能力開発に取り組んでいく必要がある。

また、職場におけるOJTの推進等については、管理職等を対象としたマネジメント能力の向上を図る研修の充実に引き続き取り組むとともに、高齢層職員の豊富な知識、技術、経験等を次の世代に継承することが重要である。さらには、職員の自主性を尊重した学びやスキルアップの機会を設け、特に若手職員に多様な職場や業務の経験を積ませるなど、能力開発の機会を積極的に提供し、キャリア形成をサポートしていくことも重要である。

女性活躍推進については、引き続き、女性職員に多様な経験を積み、積極的に登用を進めていくとともに、高い職責を担うことを見据えたキャリア形成の道筋を示すなど、自らの意欲を引き出す取組が重要である。

イ 組織活性化に向けた人事管理の推進

組織全体の士気高揚を促し、公務能率の向上を図るためには、職員の主体的な成長や活躍を支援することと併せて、職員個人の成長を組織としての課題解決能力の向上につなげていくためのきめ細かい人事管理が重要になる。

具体的には、人事評価により職員の能力・実績を的確に把握し、その結果を任用・給与等へ適切に反映することを通じて、職員の勤務意欲と能力を高め、適材適所に配置していくことが必要である。

本県においては、これまで、定年の引上げや、新たな試験区分の創設、受験資格の拡大などにより、多様なキャリアを持った職員が増えてきており、その職員の能力及び実績をよりきめ細かく的確に判断・評価していくことが、ますます重要となってくる。

また、こうした取組の前提として、人事評価の公正性が必要である。職種、職場によって公務の内容や勤務環境が異なることも踏まえながら、評価者は、評価対象者と適切なコミュニケーションを図り、業務の遂行状況を的確に把握した上で適正に評価を行うことで、評価者と評価対象者双方にとって納得性のある制度として維持していくことが重要である。

任命権者においては、組織活性化につながる人事管理の推進に向け、状況変化を踏まえて人事評価制度の検証・見直しを行っていくことが重要である。

ウ 高齢層職員の能力及び経験の活用

少子化・高齢化の進展による、労働力人口減少に対応するため、高齢者の雇用を推進し、その能力や経験を十分に活用していくことが重要であるとして、令和5年4月から段階的に定年引上げを行っているところである。

人材確保が極めて厳しい状況にある中、質の高い行政サービスを提供するためには、高齢層職員が、その能力・経験を有効に活用し、士気を維持しながら活躍できることが重要である。また、高齢層職員には、これまでの職務経験を活かした、若手・中堅職員への技能・技術の継承といった役割も期待されるところである。

特に、暫定再任用職員については、平成13年に創設された制度を適用しており、当時からの働き方についての考え方も変化してきていることから、各任命権者において期待する役割を明確にし、業務内容や配置、任用形態等、その雇用の在り方について検討していくことが必要である。

(2) 多様なライフスタイルや働き方の実現と魅力ある勤務環境の整備

ライフスタイルや働き方に対する価値観が多様化する中、職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境を作るためには、個々の職員の事情を尊重した柔軟な働き方の推進や、仕事と家庭の両立支援、職員の健康管理対策の推進等の取組が極めて重要である。

そして、そうした取組は、働く場としての魅力を高め、人材獲得競争が激化する中においても人材から選ばれる職場、また、早期の離職を防止し、人材が定着する職場となることにもつながるものである。このような認識の下、以下の取組を推進する。

ア 時代に即した働き方の推進

多様な価値観を持った職員や、様々な事情を抱える職員が増える中、

時代に即した働き方を可能とするためには、より柔軟な働き方を推進していくことが重要である。

本県においても、在宅勤務やワーク・ライフ・バランス推進のための早出遅出勤務の本格実施など、柔軟な働き方の推進に取り組んでいるところである。引き続き、本県の人事管理や公務運営への影響等の課題も認識しながら、より柔軟な働き方の選択肢を拡大するための検討を進めていく必要がある。

また、人事院においては、国家公務員が、職員の自己実現や社会課題の解決につながるような自営兼業（自ら営利事業を営む兼業）を行うことは、モチベーションの向上から本業に好影響を与え、また、主体的な学習機会を確保することは、人材確保の観点からも有益であるとし、職員が有する知識・技能をいかした自営兼業及び社会貢献に資する自営兼業が可能となるよう統一的な承認基準を新設するとしている。

本県では、知事部局においては営利企業等への従事許可基準の運用の考え方を公開するなどの取組を行ってきているところであるが、こうした国の動向も参考とし、考え方を整理していくことも必要である。

イ 仕事と生活の両立支援

職員がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、妊娠、出産、子育て、介護に安心して向き合うことができ、また家庭、地域、自己啓発等の時間を持つことができる健康で豊かな生活を送ることは、人材確保の観点のみならず、公務能率と行政サービスの向上を図る上でも極めて重要である。

本県においては、これまで各種の勤務制度や休暇・休業制度の創設・拡充等、育児や介護を行う職員を支援するための取組を積極的に行ってきた。男性職員の育児休業についても、任命権者における取組の結果、その取得者数は増加傾向にある。

令和6・7年にも、育児部分休業の取得パターンの多様化、時間外勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大、子の看護休暇の見直し、育児・介護に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備の義務付けなど、種々の改正が行われた。

任命権者においては、引き続き、制度利用の環境の整備と、職員に対して仕事と生活の両立支援制度の一層の利用促進を図っていく必要がある。

ウ 時間外勤務等の縮減

時間外勤務等の縮減は、職員の心身の健康、公務能率の保持のみならず、ワーク・ライフ・バランス、人材確保の観点からも、取り組むべき喫緊の課題であり、最も優先すべき課題の一つである。

令和6年度において上限を超えて時間外勤務を命じられた職員数については、前年度と比較して、教育庁はほぼ同程度であったが、知事部局と警察本部においては災害等対応業務や大型イベント開催業務等により大幅に増加した。

特例業務に該当する時間外勤務命令は、制度上認められているものとはいえ、長時間の時間外勤務は、心身両面の負担が非常に大きいことから、管理監督者は、職員の健康管理に一層の注意を払うとともに、特定の職員に長時間勤務が集中しないよう、臨機応変に業務分担の見直しを行うなど負担の平準化を図る方策を積極的に講じる必要がある。

また、特例の適用は極めて限定的に判断し、大規模災害等への業務対応、または特に緊急性の高い業務など、真にやむを得ない場合に限るとともに、上限時間を超えて命じた要因の分析・検証に基づく対策を十分に講じる必要がある。内部管理事務など、業務量や発生時期をある程度予測できるものについては、業務配分の見直しや事務の簡素化・効率化等の時間外勤務等の縮減に向けた取組を強化し、更なる改善につなげていく必要がある。

一方、教育委員会においては、令和4年度から「令和4～6年度学校における働き方改革重点取組」に取り組んだ結果、令和3年の調査と比べて時間外在校等時間の縮減が進んでいる。今年度からは、新たに「令和7～10年度学校における働き方改革重点取組」が策定され、月当たりの時間外在校等時間が45時間以内となっている教員の割合を100%にするという新たな目標に向けて取組を進めている。

令和7年6月には、学校における働き方改革の更なる加速化等を目

的として、改正法が成立した。改正法附則には、時間外在校等時間を令和11年度までに1か月当たり平均30時間程度に縮減するという政府目標が定められ、また、改正法の成立にあたっては、「教育委員会は、（略）在校等時間の長時間化を防ぐための取組に万全を期すこと。」との附帯決議が付されるなど、働き方改革の取組の一層の推進が求められている。

これまでも、各教育委員会、学校の管理監督者及び教職員が一丸となって働き方改革に取り組み、成果を上げてきたところであるが、取組の中で明らかになってきた課題について、具体的な解決策を講じていくなど、さらに取組を充実、強化していく必要がある。

こうした取組は、教職員の健康保持やワーク・ライフ・バランスの観点のもとより、その負担を軽減し、ゆとりを持って児童・生徒と向き合える時間の確保につながるものであり、ひいては教育職場の魅力向上や質の高い教育にもつながる重要なものである。よりよい教育の実現に向けて、引き続き関係者が一丸となって取り組んでいく必要がある。

任命権者には、これらの上限規制の制度の趣旨を十分に理解し、管理監督者も含めた時間外勤務等の縮減に向けて、業務の合理化や業務配分の適正化を徹底した上で、業務量に応じた適正な執行体制を確保するといった抜本的な対策を検討し、具体的な取組を進めるよう求めるものである。

本委員会としても、労働基準監督機関としての権限に基づき、勤務条件等実態調査等を通じて実態の把握に努め、必要に応じて指導・助言を行うなど、勤務時間等の縮減に向けて引き続き取り組んでいく。

エ 職員の健康管理対策の推進

職員の心身両面にわたる健康管理は、職員本人とその家族にとってはもちろんのこと、公務の能率的な運営の確保や県民に対する質の高いサービスの提供の観点からも重要な課題である。

特に、心の健康の問題は、一旦発症すれば長期化し、復職後の再発リスクも高い傾向があるため、何よりも未然防止が肝要であるが、心の健康の問題により、病気休暇を取得し、又は長期間休職する状況に

ある職員数は、近年、増加傾向にある。

令和6年度は、令和5年度と比べて病気休暇取得者数が全体的に大きく増加しており、依然として職員の心身に大きな負荷がかかっていることが懸念される。

こうした状況を踏まえ、任命権者は、職場環境や勤務実態の把握を通じて勤務状態の改善などの未然防止策に一層取り組むとともに、メンタルヘルス不調に陥った職員の早期発見と早期対応に努めることが必要である。一旦発症した職員が円滑に職場に復帰し、その後の再発を防止するため、関係機関等との連携の強化を図ることも重要である。

管理監督者には、自らのメンタルヘルスの状況を含め、職員の状況に常に心を配り、問題の兆候を早めに把握してその解消に努めるなど、より積極的な取組が求められる。

また、長時間労働は、職員の心身の疲労を蓄積させ、心と身体の病気を引き起こす要因にもなり得る。引き続き、時間外勤務等の縮減に向けた取組を着実に進めるとともに、やむを得ず長時間労働を行った職員に対しては、その健康を確保するため、医師による面接指導等を確実に実施するなど、職員の健康管理に努める必要がある。

本県では、休息时间確保のための遅出勤務（勤務間インターバル制度）を試行しており、こうした制度を利用することによって、職員の睡眠時間を含む生活時間を十分に確保することは、健康維持のために不可欠であるため、より実効性のある制度となるよう、その他の勤務環境改善の取組も含めて周知・徹底していく必要がある。

オ ハラスメント防止対策

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントや妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント等は、重大な人権侵害であり、被害を受けた者の心に深い傷を負わせるだけではなく、職場環境や組織全体にも悪影響を及ぼすものである。そのため、あらゆるハラスメント行為の未然防止や解決に向け、強力に取り組む必要がある。

また、近年、社会全体でカスタマー・ハラスメントへの対策についても関心が高まっており、民間労働法制においても、令和7年6月に、カスタマー・ハラスメントを防止するため、事業主に雇用管理上必要

な措置を義務付ける法律が成立している。行政サービスの利用者等からの言動もハラスメントになり得るものとして、組織的な対応が求められているところであり、本県においても、これまで行政対象暴力への対応など組織としての取組を行ってきたところであるが、職員保護の観点から、さらに必要な対策を検討していくことが求められる。

任命権者においては、管理監督者を含めた職員への研修等を通じてハラスメント行為の予防をはじめとした意識啓発を図るとともに、相談窓口の周知等を行っているところであるが、引き続き、ハラスメントを根絶する強い意志を持って、職員が相談しやすい体制整備などに取り組んでいく必要がある。

(3) 公務員倫理の徹底

本県職員の多くが真摯な姿勢で日々の業務に取り組む一方、依然として不祥事が後を絶たない。任命権者においては、これまでの取組を検証するとともに、あらゆる機会を通じて服務規律の遵守を徹底し、管理監督者はもとより職員一人ひとりが公務員倫理の重要性を深く理解し、強い使命感と高い規範意識を持って、全力で職務に精励できるよう、不祥事の根絶に向けた取組を強く推し進めなくてはならない。

4 給与勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、憲法で保障されている労働基本権を制約することに対する代償措置として設けられたものであり、情勢適応の原則に基づき職員の給与水準と民間の給与水準を均衡させる（民間準拠）とともに、職員の給与制度を国家公務員の給与制度に準じるものとして、長年の経緯を経て職員給与の決定方式として定着している。

民間準拠を基本に勧告を行う理由は、職員も勤労者であり、勤務の対価として適切な給与を支給することが必要とされる中で、その給与水準は、民間企業とは異なり、市場原理による決定が困難であることから、その時々の経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であると考えられることによる。一方、給料表の構造等の給与制度は、公務としての近似性、類似性を重視して均衡の原則を適用し、国家公務員の給与制度を基本として決定するこ

とが適当である。

このような民間準拠等により職員給与を決定する仕組みは、職員の理解と納得とともに広く県民の理解を得られる方法であり、職務に精励する職員に、こうした方法により決定された適正な給与を支給することは、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものである。

議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度の意義と役割に深い理解を示され、このたびの勧告を実施されるよう要請する。

別表第1 公民給与の比較における比較対象従業員（事務・技術関係職種）

職 種	要 件
支 店 長 工 場 長	・ 構成員50人以上の支店（社）の長又は工場の長
部 長	・ 2 課以上又は構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職
部 次 長	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ・ 役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者
課 長	・ 2 係以上又は構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
課 長 代 理	・ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・ 役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者
係 長	・ 係の長及び係長級専門職 ・ 係長等のいない事業所において主任の職名を有する者のうち課長代理以上に直属し直属の部下を有する者及び職能資格等がこれに相当する主任の職名を有する者
主 任	・ 係長等のいる事業所において主任の職名を有する者 ・ 役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者
係 員	・ 上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の事務員又は技術者

別表第2 公民給与の比較における対応関係

行政職給料表		民間事業所	
等級	標準的な職務(例)	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所
9 級	本庁部長	支店長、工場長、部長、部次長	
8 級	本庁部次長	課 長	支店長、工場長、部長、部次長
7 級	本庁困難課長		
6 級	本庁課長	課長代理	課 長
5 級	副参事		
4 級	主幹	係 長	課長代理
3 級	主任		係 長
2 級	主事 技師	主 任	主 任
1 級		係 員	係 員

別表第3 自動車等使用者に対する通勤手当額
その1 現行の公務における手当額

	使用距離区分別手当額					
距離区分 (片道)	2 km以上 5 km未満	5 km以上 10km未満	10km以上 15km未満	15km以上 20km未満	20km以上 25km未満	25km以上 30km未満
手当額	2, 000円	4, 200円	7, 100円	10, 000円	12, 900円	15, 800円
距離区分 (片道)	30km以上 35km未満	35km以上 40km未満	40km以上 45km未満	45km以上 50km未満	50km以上 55km未満	55km以上 60km未満
手当額	18, 700円	21, 600円	24, 400円	26, 800円	29, 200円	31, 600円
距離区分 (片道)	60km以上 65km未満	65km以上 70km未満	70km以上 75km未満	75km以上 80km未満	80km以上 85km未満	85km以上 90km未満
手当額	34, 000円	36, 400円	38, 800円	41, 200円	43, 600円	46, 000円
距離区分 (片道)	90km以上 95km未満	95km以上 100km未満	100km以上			
手当額	48, 400円	50, 800円	53, 200円			

その2 改正後の公務における手当額（令和7年4月適用）

	使用距離区分別手当額					
距離区分 (片道)	2 km以上 5 km未満	5 km以上 10km未満	10km以上 15km未満	15km以上 20km未満	20km以上 25km未満	25km以上 30km未満
手当額	2, 000円	4, 200円	7, 300円	10, 400円	13, 500円	16, 600円
距離区分 (片道)	30km以上 35km未満	35km以上 40km未満	40km以上 45km未満	45km以上 50km未満	50km以上 55km未満	55km以上 60km未満
手当額	19, 700円	22, 800円	25, 900円	29, 100円	32, 300円	35, 500円
距離区分 (片道)	60km以上 65km未満	65km以上 70km未満	70km以上 75km未満	75km以上 80km未満	80km以上 85km未満	85km以上 90km未満
手当額	38, 700円	42, 200円	45, 700円	49, 200円	52, 700円	56, 200円
距離区分 (片道)	90km以上 95km未満	95km以上 100km未満	100km以上			
手当額	59, 600円	63, 000円	66, 400円			

勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、職員の給与について、次の事項を実現するため、所要の措置を講ずることを勧告する。

第 1 改定の内容

1 給料表

現行の給料表を別記のとおり改定すること。

2 諸手当

(1) 初任給調整手当について

ア 行政職給料表又は医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を417,600円とすること。

イ 行政職給料表及び医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を52,100円とすること。

(2) 期末手当及び勤勉手当について

ア 令和 7 年12月期の支給割合

(ア) 12月に支給される期末手当の支給割合を1.275月分（特定幹部職員にあっては、1.075月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.075月分（特定幹部職員にあっては、1.275月分）とすること。

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員については、12月に支給される期末手当の支給割合を、0.725月分（特定幹部職員にあっては、0.625月分）とし、勤勉手当の支給割合を0.525月分（特定幹部職員にあっては、0.625月分）とすること。

(ウ) 特定任期付職員については、12月に支給される期末手当の支給割

合を0.975月分とし、勤勉手当の支給割合を0.9月分とすること。

(エ) 任期付研究員については、12月に支給される期末手当の支給割合を1.775月分とすること。

イ 令和8年6月期以降の支給割合

(ア) 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分（特定幹部職員にあっては、1.0625月分）とし、勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分（特定幹部職員にあっては、1.2625月分）とすること。

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.7125月分（特定幹部職員にあっては、0.6125月分）とし、勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.5125月分（特定幹部職員にあっては、0.6125月分）とすること。

(ウ) 特定任期付職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.9625月分とし、勤勉手当の支給割合を0.8875月分とすること。

(エ) 任期付研究員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.75月分とすること。

(3) 通勤手当について

ア 令和7年4月1日以降の措置内容

自転車のみを使用する職員以外の交通用具使用者に対する通勤手当の額を、次に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、それぞれ次に定める額とすること。

- (ア) 片道10キロメートル以上 15キロメートル未満 7,300円
- (イ) 片道15キロメートル以上 20キロメートル未満 10,400円
- (ウ) 片道20キロメートル以上 25キロメートル未満 13,500円
- (エ) 片道25キロメートル以上 30キロメートル未満 16,600円
- (オ) 片道30キロメートル以上 35キロメートル未満 19,700円
- (カ) 片道35キロメートル以上 40キロメートル未満 22,800円
- (キ) 片道40キロメートル以上 45キロメートル未満 25,900円
- (ク) 片道45キロメートル以上 50キロメートル未満 29,100円
- (ケ) 片道50キロメートル以上 55キロメートル未満 32,300円

- (コ) 片道55キロメートル以上 60キロメートル未満 35,500円
- (サ) 片道60キロメートル以上 65キロメートル未満 38,700円
- (シ) 片道65キロメートル以上 70キロメートル未満 42,200円
- (ス) 片道70キロメートル以上 75キロメートル未満 45,700円
- (セ) 片道75キロメートル以上 80キロメートル未満 49,200円
- (ソ) 片道80キロメートル以上 85キロメートル未満 52,700円
- (タ) 片道85キロメートル以上 90キロメートル未満 56,200円
- (チ) 片道90キロメートル以上 95キロメートル未満 59,600円
- (ツ) 片道95キロメートル以上100キロメートル未満 63,000円
- (テ) 片道100キロメートル以上 66,400円

イ 令和8年4月1日以降の措置内容

- (ア) 交通用具使用者に対する通勤手当の額を、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額とすること。
- (イ) 交通用具使用者又は交通機関等と交通用具の併用者のうち、自動車の駐車のための施設等で人事委員会規則で定めるものを利用し、その料金を負担することを常例とする職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対し、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの料金に相当する額として人事委員会規則で定める額を支給すること。
- (ウ) 1か月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通用具に係る通勤手当の額、新幹線鉄道等に係る通勤手当の額及び駐車に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とすること。
- (エ) 交通用具使用者のうち、自転車のみを使用する職員について定める手当額を廃止すること。

(4) 宿日直手当について

勤務1回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は4,700円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は7,700円（執務時間が通常の執務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ7,050円、11,550円）とし、常直勤務に係る支給月額を23,500円とすること。

3 義務教育諸学校等の教育職員の給与

(1) 教職調整額

支給額を給料月額¹の100分の10に相当する額とすること。

(2) 給料表

教育職給料表(一)、教育職給料表(二)及び小学校・中学校教育職員給料表の備考2を次のとおりとすること。

ア 教育職給料表(一)

この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員はこの表の額に11,500円を、同じく4級である職員は3,800円をそれぞれ加算する。

イ 教育職給料表(二)及び小学校・中学校教育職員給料表

この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員はこの表の額に11,500円を、同じく4級である職員は4,000円をそれぞれ加算する。

第2 改定の実施時期等

1 改定の実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。ただし、第1の3は令和8年1月1日から、第1の2の(2)のイ及び(3)のイについては令和8年4月1日から実施すること。

2 教職調整額の支給に関する経過措置

- (1) 令和8年1月1日から同年12月31日までの間における支給額については、給料月額¹の100分の5に相当する額とすること。
- (2) 令和9年1月1日から同年12月31日までの間における支給額については、給料月額¹の100分の6に相当する額とすること。
- (3) 令和10年1月1日から同年12月31日までの間における支給額については、給料月額¹の100分の7に相当する額とすること。
- (4) 令和11年1月1日から同年12月31日までの間における支給額について

は、給料月額 $\frac{100}{100}$ の 8 に相当する額とすること。

- (5) 令和12年 1 月 1 日から同年12月31日までの間における支給額については、給料月額 $\frac{100}{100}$ の 9 に相当する額とすること。

3 その他所要の措置

2 に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

別記

行政職給料表

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	202,100	248,300	282,600	316,100	338,900	373,100	427,000	478,200	531,600
	2	203,200	249,600	283,600	317,600	340,700	374,800	428,900	483,500	538,300
	3	204,400	251,000	284,600	319,000	342,500	376,400	430,800	488,400	543,400
	4	205,500	252,400	285,600	320,400	344,200	378,000	432,600	493,000	547,600
	5	206,600	253,800	286,600	321,800	345,900	379,600	434,400	497,000	551,000
	6	208,300	255,200	287,600	322,900	347,600	381,400	436,200	500,400	554,200
	7	209,900	256,600	288,500	323,900	349,300	382,900	438,000	503,300	557,100
	8	211,500	258,000	289,500	325,100	350,900	384,500	439,800	505,800	559,600
	9	213,000	259,400	290,500	326,300	352,500	385,800	441,400	507,800	561,600
	10	214,700	260,600	291,500	327,900	354,200	387,400	442,900		
	11	216,300	261,900	292,500	329,500	355,900	389,000	444,400		
	12	217,900	263,200	293,500	331,100	357,500	390,500	445,900		
	13	219,400	264,400	294,500	332,500	359,000	392,400	447,400		
	14	221,100	265,600	295,800	334,100	360,600	394,300	448,700		
	15	222,800	266,800	297,100	335,700	362,200	396,200	450,000		
	16	224,500	268,000	298,300	337,300	363,700	398,000	451,200		
	17	225,700	269,100	299,500	338,700	365,100	399,500	452,400		
	18	227,300	270,200	300,800	340,400	366,800	401,300	453,700		
	19	228,900	271,300	302,000	342,000	368,400	403,000	455,000		
	20	230,400	272,400	303,200	343,600	370,000	404,600	456,200		
	21	231,900	273,300	304,200	345,000	371,100	406,300	457,400		
	22	233,500	274,300	305,400	346,700	372,600	407,700	458,200		
	23	235,100	275,300	306,600	348,400	374,100	409,100	459,000		
	24	236,700	276,300	307,900	350,000	375,600	410,500	459,800		
	25	238,300	277,300	309,200	351,200	377,300	411,900	460,400		
	26	240,000	278,200	310,200	353,100	379,100	413,100	461,000		
	27	241,300	279,000	311,200	354,800	380,700	414,300	461,600		
	28	242,600	279,900	312,200	356,400	382,400	415,300	462,200		
	29	243,900	280,700	313,300	357,900	383,800	416,400	462,900		
	30	245,000	281,500	314,500	359,500	385,100	417,600	463,700		
	31	246,100	282,300	315,600	361,100	386,300	418,700	464,100		
	32	247,200	283,000	316,800	362,700	387,700	419,800	464,800		
	33	248,300	283,700	317,900	364,400	388,800	420,500	465,300		
	34	249,200	284,500	319,200	366,200	389,700	421,200	465,700		
	35	250,100	285,300	320,500	368,000	390,700	421,800	466,100		
	36	251,100	285,900	321,800	369,800	391,700	422,500	466,500		
	37	252,100	286,600	323,000	371,300	392,500	423,100	466,900		
	38	253,000	287,400	324,300	372,700	393,400	423,700	467,200		
	39	253,900	288,100	325,600	374,100	394,300	424,200	467,500		
	40	254,700	288,800	326,900	375,500	395,100	424,600	467,800		
	41	255,500	289,500	328,200	377,000	395,900	425,000	468,100		
	42	256,200	290,200	329,400	377,800	396,700	425,200	468,400		
	43	256,800	290,900	330,700	378,700	397,500	425,500	468,700		
	44	257,400	291,600	331,800	379,700	398,200	425,800	469,000		
	45	258,100	292,300	332,700	380,600	398,900	426,100	469,300		
	46	258,700	292,900	334,000	381,700	399,600	426,400			
	47	259,300	293,600	335,300	382,600	400,300	426,700			
	48	259,900	294,200	336,600	383,600	401,000	427,000			

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	260,400	294,900	337,700	384,500	401,500	427,200			
	50	261,000	295,500	339,000	385,200	402,100	427,500			
	51	261,600	296,200	340,200	385,900	402,700	427,700			
	52	262,100	296,900	341,400	386,500	403,400	428,000			
	53	262,500	297,400	342,700	386,900	403,800	428,200			
	54	262,900	298,000	343,700	387,500	404,400	428,500			
	55	263,200	298,600	344,800	388,100	405,000	428,800			
	56	263,500	299,300	345,900	388,800	405,500	429,100			
	57	263,800	299,900	346,600	389,100	405,900	429,300			
	58	264,100	300,500	347,500	389,800	406,500	429,600			
	59	264,400	301,100	348,200	390,500	407,100	429,900			
	60	264,700	301,800	349,000	391,100	407,600	430,100			
	61	265,000	302,400	349,800	391,400	408,000	430,300			
	62	265,300	303,000	350,200	391,900	408,500	430,600			
	63	265,600	303,500	350,700	392,500	409,000	430,900			
	64	265,900	304,000	351,400	393,100	409,600	431,100			
	65	266,200	304,500	352,200	393,400	409,900	431,300			
	66	266,500	305,100	352,900	394,000	410,300	431,600			
	67	266,800	305,600	353,600	394,700	410,600	431,900			
	68	267,100	306,200	354,200	395,300	411,000	432,100			
	69	267,400	306,600	354,700	395,700	411,300	432,300			
	70	267,700	307,100	355,300	396,200	411,600	432,600			
	71	268,000	307,600	355,800	396,800	411,900	432,900			
	72	268,300	308,200	356,400	397,300	412,100	433,100			
	73	268,600	308,700	356,700	397,800	412,300	433,300			
	74	268,900	309,100	357,200	398,400	412,600				
	75	269,200	309,400	357,500	398,800	412,900				
	76	269,500	309,700	357,900	399,100	413,100				
	77	269,800	309,900	358,300	399,500	413,300				
	78	270,100	310,200	358,800	400,000	413,600				
	79	270,400	310,400	359,300	400,400	413,900				
	80	270,700	310,700	359,800	400,800	414,100				
	81	271,000	310,900	360,100	401,200	414,300				
	82	271,300	311,100	360,500	401,700	414,600				
	83	271,600	311,400	360,900	402,100	414,900				
	84	271,900	311,600	361,300	402,500	415,100				
	85	272,200	311,900	361,600	402,800	415,300				
	86	272,500	312,100	362,000						
	87	272,800	312,400	362,400						
	88	273,100	312,700	362,800						
	89	273,400	313,000	363,000						
	90	273,700	313,300	363,400						
	91	274,000	313,600	363,800						
	92	274,300	313,900	364,200						
	93	274,600	314,100	364,400						
	94		314,300	364,700						
	95		314,600	365,100						
	96		315,000	365,400						
	97		315,200	365,700						
	98		315,500	366,100						
	99		315,800	366,500						
	100		316,200	366,900						

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	101	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	102		316,400	367,400						
	103		316,700	367,800						
	104		317,000	368,200						
			317,300	368,600						
	105		317,500	369,100						
	106		317,800	369,500						
	107		318,100	369,800						
	108		318,400	370,100						
	109		318,600	370,500						
	110		318,900							
	111		319,300							
	112		319,600							
	113		319,800							
	114		320,000							
	115		320,300							
	116		320,700							
	117		320,900							
	118		321,100							
	119		321,400							
	120		321,700							
	121		322,000							
	122		322,200							
	123		322,500							
	124		322,800							
	125		323,100							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		206,600	234,100	275,800	296,400	312,000	338,200	381,100	415,500	468,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

公安職給料表

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	231,900	252,900	275,900	314,500	350,400	372,000	403,000	439,400	486,100
	2	234,300	255,100	277,800	315,500	351,900	373,700	404,700	441,000	492,100
	3	236,700	257,300	279,900	316,400	353,300	375,400	406,300	442,500	497,000
	4	239,100	259,500	282,000	317,300	354,800	377,000	408,000	444,000	501,200
	5	241,400	261,700	284,000	317,900	356,300	378,600	409,500	445,500	505,200
	6	243,800	263,700	285,300	318,600	357,700	380,300	411,100	447,100	508,600
	7	246,200	265,700	286,600	319,200	359,000	381,900	412,700	448,500	511,500
	8	248,400	267,500	287,900	319,900	360,300	383,400	414,300	449,900	514,000
	9	250,600	269,300	289,200	320,500	361,600	384,900	415,800	451,000	516,200
	10	252,700	271,000	290,500	321,200	363,200	386,500	417,400	452,400	
	11	254,800	272,700	291,700	321,900	364,800	388,100	419,000	453,900	
	12	256,800	274,100	292,900	322,500	366,400	389,700	420,600	455,400	
	13	258,700	275,500	294,100	323,200	367,800	391,300	422,100	456,700	
	14	260,700	277,300	295,100	323,900	369,400	392,900	424,100	458,400	
	15	262,700	278,600	296,100	324,500	370,900	394,500	426,100	460,000	
	16	264,300	280,000	297,500	325,300	372,400	396,100	428,100	461,600	
	17	265,900	281,400	298,600	326,000	373,900	397,700	429,600	463,000	463,000
	18	267,400	282,600	299,700	326,800	375,500	399,300	431,300	464,700	
	19	268,900	283,800	300,800	327,800	377,000	400,900	432,900	466,400	
	20	270,400	284,900	301,900	328,600	378,500	402,500	434,600	468,000	
	21	271,900	286,200	303,100	329,500	380,000	404,000	436,200	469,400	
	22	273,400	287,300	303,700	330,700	381,600	405,600	437,700	470,100	
	23	274,900	288,500	304,200	332,000	383,200	407,300	439,200	470,800	
	24	276,400	289,600	304,800	333,300	384,800	409,000	440,600	471,500	
	25	277,900	290,900	305,200	334,500	386,200	410,700	441,800	471,900	471,900
	26	279,100	292,200	305,800	336,000	387,900	412,700	443,300	472,400	
	27	280,300	293,400	306,300	337,300	389,600	414,500	444,800	473,000	
	28	281,500	294,600	306,800	338,300	391,200	416,400	446,200	473,600	
	29	282,700	295,500	307,200	339,200	392,800	418,100	447,700	474,200	
	30	283,800	296,500	307,800	340,400	394,400	419,500	449,000	474,900	
	31	284,900	297,600	308,300	341,500	396,000	420,700	450,200	475,400	
	32	286,000	298,600	308,800	342,600	397,600	422,000	451,400	475,900	
	33	287,300	299,800	309,300	343,700	399,300	423,000	452,400	476,400	476,400
	34	288,600	300,400	309,900	344,900	401,300	424,100	453,100	476,700	
	35	289,800	301,000	310,300	346,100	403,300	425,100	453,800	477,000	
	36	291,100	301,600	310,700	347,100	405,300	426,100	454,500	477,400	
	37	292,000	302,000	311,200	348,200	407,000	427,200	455,000	477,700	
	38	293,000	302,600	311,800	349,400	408,700	428,300	455,400	477,900	
	39	294,100	303,200	312,400	350,600	410,200	429,400	455,800	478,200	
	40	295,200	303,700	312,900	351,800	411,700	430,500	456,100	478,400	
	41	296,400	304,100	313,500	352,900	412,900	431,700	456,400	478,700	478,700
	42	297,000	304,700	314,200	354,000	413,900	432,500	456,700	478,900	
	43	297,600	305,300	314,900	355,200	414,900	433,300	457,000	479,100	
	44	298,100	305,800	315,500	356,400	415,900	433,900	457,300	479,300	
	45	298,500	306,200	316,100	357,500	416,900	434,400	457,500	479,700	
	46	299,000	306,700	316,900	358,800	418,000	435,100	457,800		
	47	299,500	307,200	317,700	360,000	419,100	435,800	458,100		
	48	300,000	307,700	318,400	361,200	420,200	436,400	458,300		
	49	300,400	308,200	319,200	362,400	421,500	437,100	458,600		458,600
	50	300,900	308,700	320,200	363,700	422,300	437,500	458,900		
	51	301,400	309,300	321,200	365,000	423,100	438,100	459,200		
	52	301,900	309,800	322,200	366,300	423,700	438,700	459,500		

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	53	302,400	310,400	323,200	367,200	424,200	439,100	459,700		
	54	303,000	311,000	324,300	368,500	424,900	439,500	460,000		
	55	303,400	311,700	325,300	369,700	425,500	440,000	460,200		
	56	303,800	312,300	326,300	370,900	426,200	440,500	460,500		
	57	304,300	312,900	327,300	372,000	426,500	441,000	460,700		
	58	304,800	313,700	328,400	373,300	427,200	441,500	461,000		
	59	305,300	314,500	329,500	374,700	427,900	441,900	461,300		
	60	305,700	315,200	330,600	376,100	428,400	442,300	461,500		
	61	306,200	316,000	331,400	377,400	428,800	442,700	461,700		
	62	306,600	316,800	332,500	378,900	429,200	443,000	462,000		
	63	307,100	317,600	333,600	380,400	429,700	443,300	462,300		
	64	307,500	318,500	334,700	381,800	430,200	443,600	462,600		
	65	308,000	319,300	335,600	383,000	430,700	443,800	462,800		
	66	308,500	320,100	336,700	384,400	431,100	444,100	463,100		
	67	308,900	320,900	337,800	385,700	431,600	444,400	463,400		
	68	309,300	321,700	338,900	387,100	432,100	444,600	463,700		
	69	309,800	322,600	339,900	388,200	432,600	444,800	463,900		
	70	310,200	323,400	341,000	389,400	433,100	445,100	464,200		
	71	310,600	324,300	342,200	390,600	433,700	445,400	464,500		
	72	311,100	325,200	343,400	391,800	434,200	445,600	464,800		
	73	311,600	325,800	344,100	393,100	434,600	445,800	465,000		
	74	312,100	326,700	345,400	394,300	435,200	446,100			
	75	312,700	327,600	346,700	395,500	435,600	446,400			
	76	313,100	328,400	348,000	396,600	435,800	446,600			
	77	313,600	329,000	349,200	397,700	436,100	446,800			
	78	314,100	329,900	350,600	398,900	436,600	447,100			
	79	314,700	330,800	352,000	400,000	436,900	447,400			
	80	315,300	331,800	353,400	401,200	437,200	447,600			
	81	315,800	332,700	354,700	402,300	437,500	447,800			
	82	316,300	333,700	356,300	402,900	437,900	448,100			
	83	317,000	334,600	357,800	403,400	438,300	448,400			
	84	317,600	335,600	359,300	403,900	438,700	448,600			
	85	318,200	336,500	360,700	404,500	439,000	448,800			
	86	318,800	337,500	362,200	405,100					
	87	319,500	338,500	363,700	405,700					
	88	320,200	339,500	365,100	406,300					
	89	320,900	340,400	366,400	406,600					
	90	321,600	341,700	367,600	407,100					
	91	322,300	342,900	368,800	407,600					
	92	323,000	344,100	370,100	408,100					
	93	323,500	345,300	371,400	408,500					
	94	324,400	346,600	372,900	408,900					
	95	325,300	347,800	374,400	409,400					
	96	326,100	349,000	375,800	409,900					
	97	326,800	350,200	377,100	410,300					
	98	327,700	351,500	378,300	410,800					
	99	328,600	352,700	379,400	411,300					
	100	329,500	353,900	380,600	411,700					
	101	330,400	355,300	381,700	412,000					
	102	331,400	356,200	382,800	412,400					
	103	332,400	357,200	383,900	412,800					
	104	333,300	358,300	385,000	413,100					

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	105	334,100	359,400	386,200	413,400					
	106	334,700	360,500	386,700	413,900					
	107	335,300	361,500	387,300	414,400					
	108	335,900	362,500	387,900	414,900					
	109	336,400	363,700	388,500	415,200					
	110	336,900	364,700	389,000	415,700					
	111	337,300	365,700	389,400	416,200					
	112	337,800	366,600	389,900	416,700					
	113	338,600	367,500	390,300	417,000					
	114	339,200	368,400	390,700	417,500					
	115	339,900	369,300	391,200	418,000					
	116	340,500	370,300	391,700	418,500					
	117	341,100	371,300	392,100	418,900					
	118	341,800	371,700	392,600	419,400					
	119	342,500	372,300	393,200	419,800					
	120	343,200	372,900	393,700	420,300					
	121	343,800	373,200	393,900	420,700					
	122	344,100	373,600	394,400						
	123	344,600	374,000	394,900						
	124	345,100	374,400	395,300						
	125	345,400	374,800	395,800						
	126		375,200	396,300						
	127		375,600	396,800						
	128		376,000	397,300						
	129		376,400	397,600						
	130		376,800	398,100						
	131		377,200	398,600						
	132		377,600	399,100						
	133		377,800	399,400						
	134		378,300	399,900						
	135		378,600	400,300						
	136		378,900	400,700						
	137		379,200	401,000						
	138		379,600	401,400						
	139		380,100	401,900						
	140		380,600	402,400						
	141		380,900	402,700						
	142		381,400							
	143		381,900							
	144		382,400							
	145		382,700							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		261,700	273,800	278,300	310,900	328,200	342,800	367,000	403,300	436,200

備考 この表は、警察官の職にある職員に適用する。

教育職給料表

イ 教育職給料表(一)

職員の区分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	219,600	266,500	339,200	396,100	471,400
	2	222,000	267,900	341,000	397,600	473,200
	3	224,300	269,300	342,800	399,000	475,000
	4	226,600	270,700	344,500	400,400	476,800
	5	228,800	272,100	346,100	401,800	478,500
	6	231,100	273,300	348,000	403,200	480,200
	7	233,300	274,500	349,900	404,700	482,100
	8	235,500	275,700	351,700	406,100	483,900
	9	237,700	277,000	353,500	407,400	485,600
	10	239,900	278,100	355,500	408,800	487,200
	11	242,100	279,200	357,300	410,300	488,800
	12	244,300	280,400	359,000	411,800	490,300
	13	246,500	281,700	360,700	413,100	491,800
	14	248,600	283,400	362,400	414,600	493,100
	15	250,700	285,100	363,900	416,100	494,500
	16	252,800	286,800	365,500	417,600	495,800
	17	254,900	288,500	367,100	419,000	497,000
	18	256,700	290,500	368,400	420,600	497,600
	19	258,400	292,700	369,600	422,200	498,200
	20	260,100	294,900	370,700	423,700	498,900
	21	261,800	297,100	372,000	424,900	499,500
	22	263,100	299,300	373,600	426,300	
	23	264,400	301,500	375,200	427,700	
	24	265,600	303,600	376,700	429,000	
	25	266,800	305,600	378,100	430,600	
	26	268,000	307,500	379,700	432,000	
	27	269,200	309,400	381,200	433,300	
	28	270,400	311,200	382,700	434,700	
	29	271,500	313,000	384,200	436,100	
	30	272,500	314,900	385,800	437,400	
	31	273,600	316,700	387,400	438,900	
	32	274,600	318,400	388,900	440,400	
	33	275,700	320,100	390,400	442,000	
	34	276,800	321,900	392,000	443,400	
	35	278,000	323,600	393,500	445,000	
	36	279,300	325,200	395,000	446,500	
	37	280,500	326,800	396,500	448,200	
	38	281,600	328,500	398,000	449,700	
	39	282,800	330,300	399,500	451,300	
	40	283,900	332,000	400,900	452,900	
	41	285,200	333,300	402,200	454,400	
	42	286,200	335,200	403,700	455,900	
	43	287,200	337,000	405,100	457,100	
	44	288,100	338,700	406,500	458,300	

職員の区分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	45	288,700	340,300	408,000	459,500	
	46	289,500	342,200	409,600	460,800	
	47	290,300	343,900	411,200	462,000	
	48	291,100	345,600	412,600	463,200	
	49	291,800	347,300	413,800	464,300	
	50	292,600	349,000	415,200	465,500	
	51	293,300	350,700	416,600	466,700	
	52	294,100	352,400	417,900	467,900	
	53	294,900	354,100	419,100	469,100	
	54	295,700	355,400	420,300	470,300	
	55	296,400	356,700	421,600	471,500	
	56	297,200	358,000	422,900	472,700	
	57	297,900	359,500	424,200	473,800	
	58	298,500	361,100	425,500	474,400	
	59	299,300	362,600	426,900	474,900	
	60	300,100	364,200	428,100	475,400	
	61	300,800	365,600	429,300	475,900	
	62	301,400	367,200	430,700		
	63	302,200	368,800	432,100		
	64	302,800	370,200	433,400		
	65	303,800	371,700	434,600		
	66	304,600	373,300	435,800		
	67	305,300	374,900	437,100		
	68	306,000	376,400	438,500		
	69	306,600	377,900	439,800		
	70	307,300	379,500	441,000		
	71	308,000	381,000	442,000		
	72	308,700	382,500	443,200		
	73	309,400	384,000	444,400		
	74	310,100	385,600	445,500		
	75	310,800	387,200	446,700		
	76	311,300	388,700	447,700		
	77	311,900	390,100	448,800		
	78	312,500	391,500	449,800		
	79	313,200	392,900	450,800		
	80	313,800	394,200	451,800		
	81	314,300	395,500	452,700		
	82	314,900	396,900	453,500		
	83	315,600	398,200	454,300		
	84	316,300	399,500	455,100		
	85	316,900	400,600	455,800		
86	317,700	402,000	456,200			
87	318,400	403,300	456,600			
88	319,000	404,600	457,000			
89	319,700	405,800	457,400			
90	320,500	407,100	457,700			
91	321,300	408,200	458,000			
92	322,100	409,400	458,200			

職員の区分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	93	322,600	410,600	458,500		
	94	323,400	411,700	458,800		
	95	324,200	412,900	459,100		
	96	325,000	414,100	459,300		
	97	325,600	415,500	459,500		
	98	326,300	416,500			
	99	327,100	417,500			
	100	327,800	418,500			
	101	328,600	419,400			
	102	329,400	420,400			
	103	330,300	421,500			
	104	331,100	422,600			
	105	331,700	423,300			
	106	332,500	424,200			
	107	333,300	425,100			
	108	334,100	426,000			
	109	334,800	426,800			
	110	335,200	427,600			
	111	335,500	428,400			
	112	336,000	429,200			
	113	336,500	429,800			
	114	336,900	430,500			
	115	337,300	431,200			
	116	337,700	431,900			
	117	338,200	432,500			
	118	338,700	433,000			
	119	339,100	433,300			
	120	339,600	433,600			
	121	340,100	433,900			
	122	340,500	434,200			
	123	340,900	434,500			
	124	341,400	434,700			
	125	341,900	434,900			
	126	342,200	435,200			
	127	342,500	435,500			
	128	342,800	435,700			
	129	343,000	435,900			
	130	343,300	436,200			
	131	343,600	436,500			
	132	343,800	436,700			
	133	344,000	436,900			
	134	344,200	437,200			
	135	344,400	437,500			
	136	344,700	437,700			
	137	345,000	437,900			
	138	345,200	438,200			
	139	345,500	438,500			
	140	345,800	438,700			

職員の区分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	141	346,000	438,900			
	142	346,200	439,200			
	143	346,500	439,500			
	144	346,700	439,700			
	145	347,000	439,900			
	146	347,200				
	147	347,500				
	148	347,800				
	149	348,000				
	150	348,200				
	151	348,500				
	152	348,800				
	153	349,000				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		253,900	295,600	325,800	354,900	442,700

備考

- この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員並びに中等教育学校に勤務する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その等級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

□ 教育職給料表(二)

職員の区分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	219,600	240,700	339,200	368,600	454,800
	2	222,000	243,100	341,000	370,100	456,100
	3	224,300	245,500	342,800	371,600	457,300
	4	226,600	248,000	344,500	373,000	458,600
	5	228,800	250,400	346,100	374,400	459,700
	6	231,100	252,800	348,000	375,700	460,800
	7	233,300	255,200	349,900	377,000	462,000
	8	235,500	257,700	351,700	378,400	463,200
	9	237,700	260,100	353,500	379,800	464,500
	10	239,900	261,700	355,500	381,100	465,700
	11	242,100	263,300	357,300	382,400	466,800
	12	244,300	264,900	359,000	383,600	467,900
	13	246,500	266,500	360,700	384,800	469,100
	14	248,600	267,900	362,400	386,100	469,900
	15	250,700	269,300	363,900	387,300	470,700
	16	252,800	270,700	365,500	388,500	471,600
	17	254,900	272,100	367,100	389,500	472,500
	18	256,700	273,300	368,400	390,700	472,900
	19	258,400	274,500	369,600	391,900	473,400
	20	260,100	275,700	370,700	393,000	473,900
	21	261,800	277,000	372,000	394,000	474,400
	22	263,100	278,100	373,400	395,200	
	23	264,400	279,200	374,800	396,400	
	24	265,600	280,400	376,100	397,500	
	25	266,800	281,700	377,300	398,500	
	26	267,900	283,400	378,700	399,700	
	27	269,000	285,100	380,000	400,800	
	28	270,100	286,800	381,300	401,900	
	29	271,300	288,500	382,500	403,000	
	30	272,400	290,500	383,900	404,200	
	31	273,500	292,700	385,200	405,400	
	32	274,500	294,900	386,500	406,500	
	33	275,600	297,100	387,800	407,500	
	34	276,600	299,300	389,000	408,600	
	35	277,600	301,500	390,100	409,800	
	36	278,700	303,600	391,300	411,000	
	37	279,900	305,600	392,500	412,200	
	38	280,800	307,500	393,700	413,500	
	39	281,800	309,400	394,900	414,600	
	40	282,900	311,200	396,000	415,800	
	41	284,100	313,000	397,100	416,900	
	42	285,200	314,900	398,300	418,200	
	43	286,300	316,700	399,500	419,200	
	44	287,400	318,400	400,600	420,300	

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	45	288,300	320,100	401,700	421,500	
	46	289,100	321,900	403,000	422,700	
	47	289,900	323,600	404,200	423,900	
	48	290,700	325,200	405,300	425,100	
	49	291,300	326,800	406,200	426,200	
	50	292,100	328,500	407,400	427,200	
	51	292,800	330,300	408,400	428,500	
	52	293,500	332,000	409,500	429,700	
	53	294,300	333,300	410,300	430,900	
	54	295,100	335,200	411,400	432,000	
	55	295,700	337,000	412,400	433,100	
	56	296,400	338,700	413,400	434,200	
	57	297,100	340,300	414,500	435,200	
	58	297,900	342,200	415,500	436,400	
	59	298,700	343,900	416,600	437,600	
	60	299,300	345,600	417,700	438,800	
	61	299,900	347,300	418,700	439,400	
	62	300,600	349,000	419,800	440,200	
	63	301,300	350,700	420,900	440,900	
	64	301,800	352,400	421,900	441,400	
	65	302,500	354,100	422,800	441,700	
	66	303,200	355,400	423,700	442,000	
	67	303,800	356,700	424,700	442,400	
	68	304,400	358,000	425,700	442,800	
	69	305,100	359,500	426,500	443,100	
	70	305,800	361,000	427,300	443,500	
	71	306,400	362,500	428,000	443,800	
	72	307,100	364,000	428,800	444,100	
	73	307,600	365,300	429,500	444,400	
	74	308,200	366,800	430,100	444,700	
	75	308,900	368,300	430,800	445,000	
	76	309,400	369,700	431,500	445,300	
	77	310,000	371,100	432,100	445,500	
	78	310,600	372,600	432,800	445,800	
	79	311,200	374,100	433,300	446,100	
	80	311,800	375,600	433,900	446,300	
	81	312,300	376,900	434,300	446,500	
	82	312,800	378,200	434,700		
	83	313,400	379,500	435,000		
	84	314,000	380,700	435,200		
	85	314,400	381,900	435,400		
	86	314,800	383,100	435,700		
	87	315,300	384,200	436,000		
	88	315,800	385,300	436,200		
	89	316,200	386,300	436,400		
	90	316,700	387,400	436,700		
	91	317,100	388,500	437,000		
	92	317,600	389,600	437,200		

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	93	317,900	390,700	437,400		
	94	318,400	391,800	437,700		
	95	318,900	392,800	438,000		
	96	319,300	393,900	438,200		
	97	319,600	394,900	438,400		
	98	320,000	395,900			
	99	320,400	396,800			
	100	320,800	397,700			
	101	321,200	398,500			
	102	321,500	399,500			
	103	321,800	400,300			
	104	322,100	401,200			
	105	322,300	402,000			
	106	322,600	402,900			
	107	322,900	403,800			
	108	323,100	404,700			
	109	323,300	405,500			
	110	323,500	406,500			
	111	323,800	407,400			
	112	324,100	408,300			
	113	324,300	408,900			
	114	324,500	409,800			
	115	324,700	410,700			
	116	325,000	411,600			
	117	325,300	412,400			
	118	325,500	413,100			
	119	325,800	413,900			
	120	326,100	414,700			
	121	326,300	415,300			
	122	326,500	416,000			
	123	326,700	416,700			
	124	327,000	417,300			
	125	327,300	417,900			
	126		418,600			
	127		419,100			
	128		419,700			
	129		420,300			
	130		420,900			
	131		421,400			
	132		421,900			
	133		422,200			
	134		422,500			
	135		422,700			
	136		423,000			
	137		423,300			
	138		423,600			
	139		423,900			
	140		424,200			

職員の区分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	141		424,500			
	142		424,800			
	143		425,100			
	144		425,400			
	145		425,600			
	146		425,900			
	147		426,200			
	148		426,400			
	149		426,600			
	150		426,900			
	151		427,200			
	152		427,400			
	153		427,600			
	154		427,900			
	155		428,200			
	156		428,400			
	157		428,600			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		245,100	292,500	321,000	348,300	432,300

備考

- この表は、中学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭並びに中等教育学校に勤務する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その等級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 小学校・中学校教育職員給料表

職員の区分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	219,600	240,700	339,200	368,600	454,800
	2	222,000	243,100	341,000	370,100	456,100
	3	224,300	245,500	342,800	371,600	457,300
	4	226,600	248,000	344,500	373,000	458,600
	5	228,800	250,400	346,100	374,400	459,700
	6	231,100	252,800	348,000	375,700	460,800
	7	233,300	255,200	349,900	377,000	462,000
	8	235,500	257,700	351,700	378,400	463,200
	9	237,700	260,100	353,500	379,800	464,500
	10	239,900	261,700	355,500	381,100	465,700
	11	242,100	263,300	357,300	382,400	466,800
	12	244,300	264,900	359,000	383,600	467,900
	13	246,500	266,500	360,700	384,800	469,100
	14	248,600	267,900	362,400	386,100	469,900
	15	250,700	269,300	363,900	387,300	470,700
	16	252,800	270,700	365,500	388,500	471,600
	17	254,900	272,100	367,100	389,500	472,500
	18	256,700	273,300	368,400	390,700	472,900
	19	258,400	274,500	369,600	391,900	473,400
	20	260,100	275,700	370,700	393,000	473,900
	21	261,800	277,000	372,000	394,000	474,400
	22	263,100	278,100	373,400	395,200	
	23	264,400	279,200	374,800	396,400	
	24	265,600	280,400	376,100	397,500	
	25	266,800	281,700	377,300	398,500	
	26	267,900	283,400	378,700	399,700	
	27	269,000	285,100	380,000	400,800	
	28	270,100	286,800	381,300	401,900	
	29	271,300	288,500	382,500	403,000	
	30	272,400	290,500	383,900	404,200	
	31	273,500	292,700	385,200	405,400	
	32	274,500	294,900	386,500	406,500	
	33	275,600	297,100	387,800	407,500	
	34	276,600	299,300	389,000	408,600	
	35	277,600	301,500	390,100	409,800	
	36	278,700	303,600	391,300	411,000	
	37	279,900	305,600	392,500	412,200	
	38	280,800	307,500	393,700	413,500	
	39	281,800	309,400	394,900	414,600	
	40	282,900	311,200	396,000	415,800	
	41	284,100	313,000	397,100	416,900	
	42	285,200	314,900	398,300	418,200	
	43	286,300	316,700	399,500	419,200	
	44	287,400	318,400	400,600	420,300	

職員の区分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	45	288,300	320,100	401,700	421,500	
	46	289,100	321,900	403,000	422,700	
	47	289,900	323,600	404,200	423,900	
	48	290,700	325,200	405,300	425,100	
	49	291,300	326,800	406,200	426,200	
	50	292,100	328,500	407,400	427,200	
	51	292,800	330,300	408,400	428,500	
	52	293,500	332,000	409,500	429,700	
	53	294,300	333,300	410,300	430,900	
	54	295,100	335,200	411,400	432,000	
	55	295,700	337,000	412,400	433,100	
	56	296,400	338,700	413,400	434,200	
	57	297,100	340,300	414,500	435,200	
	58	297,900	342,200	415,500	436,400	
	59	298,700	343,900	416,600	437,600	
	60	299,300	345,600	417,700	438,800	
	61	299,900	347,300	418,700	439,400	
	62	300,600	349,000	419,800	440,200	
	63	301,300	350,700	420,900	440,900	
	64	301,800	352,400	421,900	441,400	
	65	302,500	354,100	422,800	441,700	
	66	303,200	355,400	423,700	442,000	
	67	303,800	356,700	424,700	442,400	
	68	304,400	358,000	425,700	442,800	
	69	305,100	359,500	426,500	443,100	
	70	305,800	361,000	427,300	443,500	
	71	306,400	362,500	428,000	443,800	
	72	307,100	364,000	428,800	444,100	
	73	307,600	365,300	429,500	444,400	
	74	308,200	366,800	430,100	444,700	
	75	308,900	368,300	430,800	445,000	
	76	309,400	369,700	431,500	445,300	
	77	310,000	371,100	432,100	445,500	
	78	310,600	372,600	432,800	445,800	
	79	311,200	374,100	433,300	446,100	
	80	311,800	375,600	433,900	446,300	
	81	312,300	376,900	434,300	446,500	
	82	312,800	378,200	434,700		
	83	313,400	379,500	435,000		
	84	314,000	380,700	435,200		
	85	314,400	381,900	435,400		
	86	314,800	383,100	435,700		
	87	315,300	384,200	436,000		
	88	315,800	385,300	436,200		
	89	316,200	386,300	436,400		
	90	316,700	387,400	436,700		
	91	317,100	388,500	437,000		
	92	317,600	389,600	437,200		

職員の区分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	93	317,900	390,700	437,400		
	94	318,400	391,800	437,700		
	95	318,900	392,800	438,000		
	96	319,300	393,900	438,200		
	97	319,600	394,900	438,400		
	98	320,000	395,900			
	99	320,400	396,800			
	100	320,800	397,700			
	101	321,200	398,500			
	102	321,500	399,500			
	103	321,800	400,300			
	104	322,100	401,200			
	105	322,300	402,000			
	106	322,600	402,900			
	107	322,900	403,800			
	108	323,100	404,700			
	109	323,300	405,500			
	110	323,500	406,500			
	111	323,800	407,400			
	112	324,100	408,300			
	113	324,300	408,900			
	114	324,500	409,800			
	115	324,700	410,700			
	116	325,000	411,600			
	117	325,300	412,400			
	118	325,500	413,100			
	119	325,800	413,900			
	120	326,100	414,700			
	121	326,300	415,300			
	122	326,500	416,000			
	123	326,700	416,700			
	124	327,000	417,300			
	125	327,300	417,900			
	126		418,600			
	127		419,100			
	128		419,700			
	129		420,300			
	130		420,900			
	131		421,400			
	132		421,900			
	133		422,200			
	134		422,500			
	135		422,700			
	136		423,000			
	137		423,300			
	138		423,600			
	139		423,900			
	140		424,200			

職員の区分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	141		424,500			
	142		424,800			
	143		425,100			
	144		425,400			
	145		425,600			
	146		425,900			
	147		426,200			
	148		426,400			
	149		426,600			
	150		426,900			
	151		427,200			
	152		427,400			
	153		427,600			
	154		427,900			
	155		428,200			
	156		428,400			
	157		428,600			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		245,100	292,500	321,000	348,300	432,300

備考

- この表は、小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その等級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研究職給料表

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	202,500	253,100	345,200	394,800	466,400
	2	203,600	257,400	347,200	396,200	476,600
	3	204,800	260,200	349,200	397,600	486,300
	4	205,900	262,900	351,100	399,000	496,200
	5	207,000	265,500	352,900	400,400	506,100
	6	209,200	267,200	354,900	401,800	516,100
	7	211,300	268,700	356,800	403,100	524,800
	8	213,400	270,200	358,700	404,500	532,700
	9	215,500	271,700	360,400	405,900	540,500
	10	217,500	273,700	362,000	407,400	547,600
	11	219,500	275,600	363,500	408,800	552,900
	12	221,500	277,500	365,100	410,200	557,400
	13	223,500	279,500	366,700	411,500	560,400
	14	225,400	281,700	367,700	413,000	562,400
	15	227,300	283,900	368,700	414,500	
	16	229,100	286,100	369,600	416,000	
	17	230,800	288,200	370,700	417,500	
	18	232,600	290,500	371,900	419,100	
	19	234,400	292,800	373,100	420,700	
	20	236,200	295,200	374,300	422,400	
	21	238,000	297,500	375,500	423,600	
	22	239,800	299,600	376,600	425,000	
	23	241,500	301,700	377,600	426,400	
	24	243,200	303,700	378,600	427,700	
	25	244,900	305,700	379,700	429,000	
	26	247,000	307,600	380,700	430,300	
	27	248,900	309,500	381,600	431,800	
	28	250,800	311,400	382,600	433,300	
	29	252,700	313,300	383,500	434,500	
	30	253,800	314,800	384,300	435,700	
	31	254,900	316,300	385,100	437,300	
	32	256,000	317,800	385,900	438,800	
	33	257,400	319,300	386,600	440,100	
	34	258,700	320,800	387,300	441,500	
	35	260,100	322,300	388,100	442,900	
	36	261,500	323,700	388,900	444,300	
	37	262,900	325,100	389,600	445,700	
	38	264,400	326,000	390,300	447,100	
	39	265,900	326,900	391,100	448,500	
	40	267,500	327,700	391,900	449,900	
	41	268,900	328,400	392,700	451,000	
	42	270,200	328,900	393,900	452,300	
	43	271,600	329,400	395,100	453,700	
	44	273,000	329,800	396,300	455,000	
	45	274,500	330,200	397,000	455,800	
	46	275,800	330,700	398,000	456,600	
	47	277,000	331,200	398,800	457,500	
	48	278,200	331,600	399,500	458,400	

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	49	279,400	332,000	400,200	459,200	
	50	280,500	332,400	400,900	460,000	
	51	281,600	332,700	401,500	460,600	
	52	282,700	333,200	402,100	461,400	
	53	283,700	333,600	402,700	461,800	
	54	284,800	334,000	403,400	462,400	
	55	285,800	334,400	404,200	462,900	
	56	286,800	334,700	405,000	463,400	
	57	287,800	335,100	405,600	463,900	
	58	288,500	335,400	406,400		
	59	289,000	335,800	407,100		
	60	289,600	336,100	407,800		
	61	290,200	336,500	408,400		
	62	290,800	337,000	409,100		
	63	291,400	337,600	409,700		
	64	291,900	338,100	410,400		
	65	292,500	338,500	411,100		
	66	293,000	339,100	411,700		
	67	293,600	339,600	412,300		
	68	294,100	340,200	413,000		
	69	294,700	340,700	413,700		
	70	295,400	341,200	414,200		
	71	296,000	341,700	414,800		
	72	296,600	342,300	415,400		
	73	297,200	342,800	415,900		
	74	297,800	343,500	416,500		
	75	298,400	344,200	417,100		
	76	299,100	344,900	417,600		
	77	299,700	345,500	418,100		
	78	300,400	346,100	418,600		
	79	301,100	346,800	419,100		
	80	301,600	347,500	419,800		
	81	302,200	348,200	420,200		
	82	302,800	348,900			
	83	303,500	349,500			
	84	304,100	350,100			
	85	304,600	350,600			
	86	305,200	351,100			
	87	305,900	351,500			
	88	306,500	351,900			
	89	307,000	352,200			
	90	307,600	352,700			
	91	308,300	353,000			
	92	308,900	353,400			
	93	309,500	353,700			
	94	310,100	354,000			
	95	310,700	354,400			
	96	311,300	354,800			

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	97	311,600	355,300			
	98	312,100	355,800			
	99	312,700	356,300			
	100	313,200	356,800			
	101	313,600	357,300			
	102	314,000	357,800			
	103	314,300	358,200			
	104	314,700	358,700			
	105	315,100	359,100			
	106	315,500	359,500			
	107	315,900	360,000			
	108	316,200	360,400			
	109	316,400	360,900			
	110	316,800	361,300			
	111	317,100	361,700			
	112	317,300	362,100			
	113	317,600	362,600			
	114	317,900	363,000			
	115	318,200	363,400			
	116	318,500	363,800			
	117	318,700	364,300			
	118	319,000	364,700			
	119	319,200	365,100			
	120	319,500	365,500			
	121	319,800	365,900			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		236,500	279,700	305,500	349,300	409,700

備考 この表は、人事委員会規則で定める試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。

医療職給料表

イ 医療職給料表(一)

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	312,300	422,300	477,000	572,900
	2	314,600	425,000	479,000	579,000
	3	316,900	427,600	480,900	584,100
	4	319,100	430,000	482,800	588,800
	5	321,200	432,300	484,200	593,100
	6	324,700	434,500	485,900	597,400
	7	328,200	436,500	487,700	600,800
	8	331,600	438,600	489,500	603,700
	9	335,000	440,700	491,300	606,200
	10	338,500	442,200	493,000	608,500
	11	341,900	443,700	494,800	
	12	345,300	445,200	496,600	
	13	348,700	446,600	498,400	
	14	352,200	448,000	500,100	
	15	355,600	449,500	501,900	
	16	359,000	450,900	503,700	
	17	362,400	452,200	505,500	
	18	365,500	453,700	507,400	
	19	368,700	455,100	509,300	
	20	371,900	456,500	511,200	
	21	375,200	457,800	513,100	
	22	378,300	459,300	514,800	
	23	381,400	460,700	516,600	
	24	384,400	462,100	518,400	
	25	387,500	463,500	520,000	
	26	389,800	464,900	521,800	
	27	392,100	466,200	523,600	
	28	394,300	467,600	525,100	
	29	396,200	469,000	526,500	
	30	397,900	470,300	528,200	
	31	399,600	471,700	530,000	
	32	401,400	473,100	531,700	
	33	403,100	474,400	533,200	
	34	404,900	475,800	534,500	
	35	406,500	477,100	535,800	
	36	407,800	478,500	537,100	
	37	409,200	479,900	538,100	
	38	410,600	481,600	539,400	
	39	412,000	483,200	540,700	
	40	413,400	484,700	542,000	
	41	414,900	486,300	543,000	
	42	415,600	487,500	543,800	
	43	416,200	488,600	544,600	
	44	416,800	489,700	545,400	
	45	417,600	490,700	546,300	
	46	418,200	491,600	547,100	
	47	418,800	492,500	547,900	
	48	419,300	493,300	548,600	
	49	419,800	494,000	549,400	
	50	420,200	494,700	550,200	
	51	420,700	495,400	550,900	
	52	421,100	496,000	551,800	

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	53	421,500	496,600	552,700	
	54	421,800	497,300	553,500	
	55	422,100	497,900	554,400	
	56	422,500	498,500	555,300	
	57	422,800	498,800	556,100	
	58	423,200	499,400	556,900	
	59	423,500	500,000	557,700	
	60	423,900	500,700	558,400	
	61	424,300	501,100	559,200	
	62	424,600	501,700	560,100	
	63	424,900	502,400	561,000	
	64	425,200	503,100	561,900	
	65	425,500	503,500	562,700	
	66		504,100	563,600	
	67		504,700	564,500	
	68		505,200	565,400	
	69		505,700	566,200	
	70		506,200	567,100	
	71		506,700	568,000	
	72		507,200	568,900	
	73		507,600	569,700	
	74		508,100		
	75		508,500		
	76		508,900		
	77		509,400		
	78		510,000		
	79		510,500		
	80		510,900		
	81		511,400		
	82		512,000		
	83		512,600		
	84		513,100		
	85		513,600		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		319,600	363,200	419,500	495,200

備考 この表は、保健所その他人事委員会規則で定めるものに勤務する医師及び歯科医師である職員に適用する。

口 医療職給料表(二)

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	211,600	250,400	285,000	303,900	336,900	382,900	437,800	502,800
	2	213,700	251,700	285,800	304,700	338,300	384,600	439,700	504,200
	3	215,800	253,000	286,500	305,400	339,700	386,200	441,700	505,500
	4	217,900	254,300	287,300	306,100	341,100	387,800	443,500	506,800
	5	219,900	255,500	288,100	306,800	342,500	389,300	445,300	508,100
	6	221,900	256,600	288,900	307,500	344,100	390,900	446,900	509,500
	7	223,900	257,600	289,700	308,200	345,600	392,500	448,500	510,900
	8	225,700	258,500	290,400	308,900	347,100	394,100	450,000	512,100
	9	227,500	259,600	291,100	309,700	348,500	395,700	451,500	513,500
	10	229,400	260,700	291,900	310,400	350,100	397,700	452,800	514,800
	11	231,300	261,800	292,700	311,200	351,600	399,700	454,100	516,200
	12	233,400	263,000	293,500	311,800	353,100	401,700	455,400	517,600
	13	235,100	264,200	294,300	312,400	354,500	403,100	456,700	519,000
	14	237,100	265,400	295,100	313,500	356,100	404,800	457,900	520,100
	15	239,300	266,600	295,800	314,600	357,600	406,500	459,100	521,200
	16	241,400	267,700	296,600	315,800	359,100	408,200	460,200	522,400
	17	243,500	268,700	297,400	316,900	360,600	409,900	461,400	523,500
	18	244,600	269,700	298,200	318,100	362,200	411,400	462,500	524,400
	19	245,600	270,800	299,000	319,200	363,800	412,900	463,700	525,300
	20	246,700	271,800	299,700	320,400	365,300	414,400	464,900	526,200
	21	247,800	272,900	300,500	321,600	366,600	415,700	466,000	527,200
	22	248,600	273,800	301,400	322,800	368,100	417,000	466,800	
	23	249,500	274,600	302,300	324,000	369,600	418,300	467,200	
	24	250,300	275,400	303,000	325,100	371,100	419,400	467,900	
	25	251,200	276,200	303,700	326,300	372,500	420,500	468,400	
	26	252,100	277,000	304,600	327,500	374,000	421,600	468,800	
	27	253,000	277,800	305,500	328,600	375,500	422,700	469,200	
	28	253,900	278,600	306,200	329,800	376,900	423,800	469,600	
	29	254,700	279,300	307,000	331,000	378,300	424,600	470,000	
	30	255,500	280,100	308,000	332,200	379,900	425,400	470,400	
	31	256,200	280,900	308,900	333,400	381,300	426,100	470,700	
	32	257,000	281,700	309,900	334,600	382,800	426,900	471,000	
	33	257,700	282,500	310,900	335,700	384,000	427,300	471,300	
	34	258,300	283,300	312,000	336,800	385,100	427,900	471,600	
	35	259,000	283,900	313,000	338,000	386,300	428,400	471,900	
	36	259,700	284,700	313,900	339,200	387,400	428,800	472,200	
	37	260,400	285,600	314,900	340,400	388,400	429,200	472,500	
	38	261,000	286,400	315,900	341,600	389,200	429,400		
	39	261,600	287,200	316,900	342,900	390,100	429,700		
	40	262,200	287,900	317,900	344,100	391,200	430,000		
	41	262,800	288,600	318,800	345,000	392,200	430,300		
	42	263,400	289,400	320,000	346,200	393,200	430,600		
	43	264,000	290,200	321,100	347,400	394,200	430,900		
	44	264,500	290,900	322,200	348,600	395,100	431,200		
	45	264,900	291,600	323,200	349,500	395,900	431,400		
	46	265,500	292,400	324,300	350,500	396,700	431,700		
	47	265,900	293,200	325,400	351,500	397,600	432,000		
	48	266,300	293,900	326,400	352,400	398,400	432,300		
	49	266,700	294,600	327,500	353,300	398,900	432,500		
	50	267,200	295,300	328,500	354,200	399,700	432,700		
	51	267,700	295,900	329,600	355,200	400,500	433,000		
	52	268,200	296,600	330,700	356,100	401,300	433,300		
	53	268,500	297,300	331,700	356,600	401,700	433,500		
	54	268,800	297,900	332,700	357,500	402,400			
	55	269,100	298,600	333,700	358,200	403,100			
56	269,400	299,200	334,700	359,100	403,700				

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	57	269,700	299,900	335,600	359,800	404,100			
	58	270,000	300,600	336,600	360,100	404,600			
	59	270,300	301,300	337,600	360,500	405,200			
	60	270,600	301,900	338,500	361,100	405,800			
	61	270,900	302,400	339,400	361,700	406,200			
	62	271,200	303,000	340,100	362,400	406,700			
	63	271,500	303,700	340,800	363,100	407,200			
	64	271,800	304,300	341,400	363,700	407,700			
	65	272,100	304,800	342,000	364,400	408,300			
	66	272,400	305,400	342,700	364,900	408,800			
	67	272,700	306,100	343,300	365,500	409,400			
	68	273,000	306,700	343,900	366,100	410,000			
	69	273,300	307,300	344,500	366,400	410,500			
	70	273,600	307,900	344,700	366,900	411,000			
	71	273,900	308,500	345,100	367,300	411,400			
	72	274,100	309,100	345,600	367,800	411,800			
	73	274,300	309,700	346,200	368,300	412,100			
	74	274,600	310,200	346,700	368,800	412,600			
	75	274,900	310,600	347,200	369,300	413,000			
	76	275,100	311,000	347,600	369,700	413,400			
	77	275,300	311,300	348,200	370,000	413,800			
	78	275,600	311,600	348,700	370,300				
	79	275,900	311,800	349,100	370,500				
	80	276,100	312,100	349,600	370,800				
	81	276,300	312,400	350,100	371,300				
	82	276,600	312,600	350,400	371,600				
	83	276,900	312,900	350,600	371,900				
	84	277,100	313,200	350,900	372,200				
	85	277,300	313,400	351,300	372,600				
	86		313,600	351,700	372,900				
	87		313,800	352,000	373,200				
	88		314,000	352,300	373,500				
	89		314,400	352,600	373,900				
	90		314,600	352,800	374,200				
	91		314,800	353,200	374,400				
	92		315,000	353,500	374,700				
	93		315,400	353,700	375,000				
	94		315,600	354,000	375,400				
	95		315,800	354,300	375,800				
	96		316,100	354,500	376,200				
	97		316,400	354,700	376,700				
	98		316,600	355,000	377,100				
	99		316,800	355,300	377,500				
	100		317,100	355,500	377,900				
	101		317,400	355,700	378,400				
	102		317,600	355,900					
	103		317,800	356,300					
	104		318,100	356,500					
	105		318,400	356,700					
	106			357,000					
	107			357,400					
	108			357,800					
	109			358,000					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		211,900	238,500	267,900	281,900	308,400	350,600	394,000	458,200

備考 この表は、保健所その他人事委員会規則で定めるものに勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、診療エックス線技師及び歯科衛生士その他人事委員会規則で定める業務に従事する職員に適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	228,200	261,200	300,400	313,800	337,300	379,900	435,000
	2	230,100	263,300	300,900	314,300	338,300	381,600	437,200
	3	231,900	265,500	301,400	314,800	339,300	383,300	439,400
	4	233,600	267,700	301,900	315,300	340,200	385,000	441,500
	5	235,300	269,900	302,300	315,800	341,200	386,800	443,400
	6	237,200	270,900	302,800	316,300	342,400	388,800	445,300
	7	239,000	271,700	303,300	316,900	343,600	390,800	447,100
	8	240,700	272,600	303,700	317,300	344,800	392,800	449,000
	9	242,400	273,400	304,100	317,800	345,700	394,500	450,700
	10	244,300	274,500	304,600	318,300	346,900	396,600	452,300
	11	246,200	275,600	305,100	318,900	348,000	398,700	454,100
	12	248,100	276,500	305,600	319,400	349,100	400,700	455,700
	13	249,900	277,300	306,000	319,800	350,100	402,600	457,000
	14	251,900	278,000	306,500	320,400	351,200	404,200	458,300
	15	253,900	278,700	306,900	321,100	352,300	406,000	459,900
	16	255,900	279,500	307,400	321,700	353,400	407,800	461,500
	17	257,900	280,600	307,900	322,300	354,500	409,500	463,200
	18	259,900	281,500	308,300	323,200	355,600	411,200	464,800
	19	262,000	282,400	308,800	324,000	356,700	413,200	466,300
	20	264,000	283,300	309,200	324,900	357,800	414,900	467,700
	21	265,900	284,300	309,700	325,700	358,900	416,600	468,800
	22	267,100	285,300	310,100	326,600	360,100	418,300	470,100
	23	268,200	286,200	310,600	327,500	361,200	420,100	471,400
	24	269,300	287,200	311,000	328,300	362,300	421,900	472,900
	25	270,400	288,000	311,500	329,100	363,300	423,500	473,900
	26	271,200	288,900	312,100	329,900	364,600	425,200	474,500
	27	272,100	289,800	312,800	330,800	365,900	427,000	475,200
	28	272,900	290,700	313,500	331,700	367,200	428,800	475,800
	29	273,700	291,700	314,200	332,400	368,400	430,300	476,700
	30	274,400	292,400	314,900	333,500	369,900	431,800	477,400
	31	275,100	293,100	315,600	334,600	371,400	433,300	478,200
	32	275,800	293,800	316,400	335,600	372,900	434,600	479,000
	33	276,600	294,400	317,100	336,700	374,100	435,800	479,700
	34	277,200	295,000	317,900	337,700	375,600	436,900	480,400
	35	277,800	295,500	318,600	338,800	377,000	438,100	481,100
	36	278,300	295,900	319,300	339,900	378,400	439,300	481,900
	37	278,900	296,300	320,000	341,000	379,800	440,600	482,700
	38	279,600	296,900	320,800	342,100	380,800	441,700	483,500
	39	280,300	297,400	321,600	343,200	382,200	442,900	484,200
	40	281,000	297,800	322,400	344,300	383,500	444,100	484,900
	41	281,700	298,200	323,000	345,100	384,800	445,300	485,700
	42	282,300	298,700	323,900	346,200	386,200	446,300	
	43	283,000	299,100	324,900	347,300	387,500	447,400	
	44	283,600	299,600	325,800	348,300	388,800	448,500	
	45	284,400	300,100	326,600	349,200	390,300	449,500	
	46	285,100	300,500	327,600	350,100	391,500	450,000	
	47	285,800	301,000	328,600	351,100	392,600	450,500	
	48	286,400	301,400	329,500	352,100	393,800	450,900	
	49	286,900	301,900	330,400	353,300	394,900	451,500	
	50	287,400	302,300	331,300	354,600	395,800	452,000	
	51	287,800	302,800	332,300	355,800	396,800	452,400	
	52	288,200	303,300	333,300	357,000	397,700	452,900	
	53	288,500	303,700	334,100	357,900	398,300	453,400	
	54	289,000	304,100	335,000	359,100	399,100	453,800	
	55	289,400	304,600	336,000	360,200	399,900	454,100	
	56	289,800	305,000	336,900	361,500	400,700	454,400	

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	57	290,200	305,500	337,800	362,500	401,400	454,800	
	58	290,600	306,200	338,700	363,400	402,100		
	59	290,900	306,900	339,700	364,500	402,800		
	60	291,200	307,600	340,600	365,700	403,400		
	61	291,600	308,300	341,500	366,800	404,000		
	62	292,000	309,200	342,600	368,000	404,600		
	63	292,400	310,100	343,800	369,200	405,300		
	64	292,700	310,800	345,000	370,200	405,900		
	65	293,000	311,500	345,700	371,200	406,600		
	66	293,400	312,400	346,800	372,200	407,100		
	67	293,800	313,200	347,900	373,300	407,700		
	68	294,100	314,000	348,800	374,400	408,200		
	69	294,500	314,700	349,900	375,200	408,600		
	70	295,000	315,600	350,600	376,300	409,200		
	71	295,400	316,500	351,700	377,400	409,600		
	72	295,700	317,300	352,800	378,400	409,900		
	73	296,100	318,200	353,900	379,100	410,200		
	74	296,600	319,000	355,100	379,900	410,700		
	75	297,100	319,900	356,200	380,700	411,100		
	76	297,600	320,800	357,300	381,400	411,400		
	77	298,100	321,600	358,400	382,000	411,700		
	78	298,600	322,500	359,500	382,500	412,200		
	79	299,200	323,500	360,500	383,000	412,700		
	80	299,600	324,400	361,600	383,500	413,100		
	81	300,100	324,900	362,500	384,100	413,400		
	82	300,500	325,700	363,500	384,600	413,800		
	83	301,000	326,600	364,400	385,100	414,300		
	84	301,500	327,400	365,400	385,600	414,700		
	85	301,900	328,200	366,300	386,000	415,100		
	86	302,300	329,100	367,100	386,400			
	87	302,800	330,100	367,900	387,000			
	88	303,300	331,100	368,700	387,500			
	89	303,700	332,000	369,300	387,800			
	90	304,200	333,000	369,900	388,300			
	91	304,700	334,000	370,500	388,600			
	92	305,200	335,000	371,100	388,900			
	93	305,700	335,800	371,500	389,500			
	94	306,100	336,500	371,900	390,000			
	95	306,600	337,200	372,400	390,500			
	96	307,200	337,800	372,800	391,000			
	97	307,800	338,300	373,300	391,600			
	98	308,300	338,600	373,700	392,100			
	99	308,800	339,100	374,200	392,600			
	100	309,300	339,700	374,600	393,000			
	101	309,700	340,100	374,900	393,600			
	102	310,200	340,600	375,400	394,100			
	103	310,600	341,200	375,700	394,600			
	104	311,000	341,700	376,000	395,100			
	105	311,400	342,100	376,400	395,700			
	106	311,800	342,600	376,900	396,100			
	107	312,200	343,100	377,400	396,600			
	108	312,500	343,600	377,900	397,100			
	109	312,700	344,000	378,400	397,700			
	110	313,000	344,300	378,900				
	111	313,200	344,600	379,400				
112	313,500	344,900	379,800					

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	113	313,800	345,200	380,200				
	114	314,000	345,600	380,600				
	115	314,300	345,900	381,100				
	116	314,500	346,200	381,600				
	117	314,800	346,400	382,000				
	118	315,000	346,700	382,500				
	119	315,300	347,000	383,000				
	120	315,600	347,200	383,500				
	121	315,900	347,400	383,800				
	122	316,200	347,700					
	123	316,500	348,000					
	124	316,800	348,300					
	125	317,000	348,500					
	126	317,200	348,800					
	127	317,500	349,100					
	128	317,900	349,300					
	129	318,100	349,500					
	130	318,400	349,700					
	131	318,700	350,000					
	132	319,100	350,200					
	133	319,300	350,500					
	134	319,600	350,900					
	135	319,900	351,300					
	136	320,200	351,700					
	137	320,400	352,000					
	138	320,700	352,400					
	139	321,000	352,800					
	140	321,300	353,200					
	141	321,500	353,500					
	142	321,800	353,900					
	143	322,200	354,200					
	144	322,500	354,600					
	145	322,700	354,900					
	146	322,900	355,300					
	147	323,200	355,700					
	148	323,500	356,100					
	149	323,700	356,400					
	150	323,900	356,800					
	151	324,200	357,200					
	152	324,500	357,600					
	153	324,900	357,900					
	154	325,100						
	155	325,300						
	156	325,600						
	157	325,900						
	158	326,200						
	159	326,500						
	160	326,800						
	161	327,200						
	162	327,500						
	163	327,800						
	164	328,100						
	165	328,500						
	166	328,800						
	167	329,100						
	168	329,400						
	169	329,800						
定年前再任用 短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		255,300	276,200	283,800	294,600	311,600	350,100	395,500

備考 この表は、保健所その他人事委員会規則で定めるものに勤務する保健師及び看護師その他人事委員会規則で定める業務に従事する職員に適用する。

特定任期付職員給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	412,000
2	462,000
3	515,000
4	581,000
5	662,000
6	772,000
7	900,000

第1号任期付研究員給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	435,000
2	498,000
3	563,000
4	649,000
5	753,000
6	858,000

第2号任期付研究員給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	365,000
2	402,000
3	431,000

給 与 等 報 告 資 料

目 次

1 職員給与関係

令和7年職員給与実態調査の概要	1
第1表 給料表別、性別、学歴別の職員構成	2
第2表 給料表別の平均給与月額等	3
第3表 給料表別、級別の平均給与月額等	4
第4表 給料表別の給料の調整額の支給状況	6
第5表 給料表別の扶養手当の支給状況	6
第6表 給料表別の地域手当の支給状況	7
第7表 給料表別の住居手当の支給状況	7
第8表 給料表別の通勤手当の支給状況	8
第9表 給料表別の諸手当の支給状況	8
第10表 給料表別、級別、号給別人員分布	10
第11表 給料表別、級別、年齢別人員分布	27

2 民間給与関係

令和7年職種別民間給与実態調査の概要	34
第12表 産業別、企業規模別の調査事業所数	35
第13表 職種別、学歴別、企業規模別の初任給	35
第14表 企業規模別、職種別、学歴別の給与額等	36
第15表 民間における初任給の改定状況	54
第16表 民間における給与改定の状況	55
第17表 民間における住宅手当の支給状況	57
第18表 民間における通勤手当の支給状況	57
第19表 民間における特別給の支給状況	59
第20表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	59
第21表 民間における定年制の状況	59
第22表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	60

3 生計費関係

令和7年4月の標準生計費	61
第23表 岡山市における費目別、世帯人員別標準生計費	61

1 職員給与関係

令和7年職員給与実態調査の概要

1 調査目的

この調査は、地方公務員法の規定の趣旨に基づき、岡山県職員給与条例（昭和26年条例第18号）等の適用を受ける職員の給与等の実態を把握し、国家公務員及び他の地方公共団体の職員の給与並びに民間事業所の従業員の給与と比較検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査対象

次に掲げる条例の適用を受ける職員

- ・岡山県職員給与条例（昭和26年条例第18号）
- ・岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和31年条例第65号）
- ・一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年条例第35号）
- ・一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年条例第36号）

3 調査基準日

令和7年4月1日現在

4 調査事項

①職員の経歴等に関する事項

- ア 年齢
- イ 性別
- ウ 最終学歴
- エ 採用年月日
- オ 経験月数
- カ 適用給料表
- キ 級・号給
- ク 職名・職種

②職員の給料・諸手当に関する事項

- ア 給料
- イ 給料の調整額
- ウ 扶養手当
- エ 地域手当
- オ 住居手当
- カ 通勤手当
- キ 管理職手当
- ク 初任給調整手当
- ケ 単身赴任手当
- コ 特殊勤務手当(月額)
- サ 特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当
- シ へき地手当及びへき地手当に準ずる手当
- ス 寒冷地手当
- セ 義務教育等教員特別手当
- ソ 産業教育手当
- タ 定時制通信教育手当
- チ 農林漁業普及指導手当
- ツ 在宅勤務等手当

第1表 給料表別、性別、学歴別の職員構成

区 分 給料表		計	性 別		学 歴 別			
			男性	女性	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
全 給 料 表	職 員 数	人 18,144	10,483	7,661	15,692	625	1,823	4
	構 成 比	% 100.0	57.8	42.2	86.5	3.4	10.0	0.0
行 政 職	職 員 数	人 4,685	2,917	1,768	3,633	295	754	3
	構 成 比	% 25.8	62.3	37.7	77.5	6.3	16.1	0.1
公 安 職	職 員 数	人 3,558	3,088	470	2,369	174	1,014	1
	構 成 比	% 19.6	86.8	13.2	66.6	4.9	28.5	0.0
教育職(一)	職 員 数	人 3,247	1,678	1,569	3,131	62	54	—
	構 成 比	% 17.9	51.7	48.3	96.4	1.9	1.7	—
教育職(二)	職 員 数	人 60	34	26	59	1	—	—
	構 成 比	% 0.3	56.7	43.3	98.3	1.7	—	—
小中教育職	職 員 数	人 6,106	2,506	3,600	6,029	77	—	—
	構 成 比	% 33.7	41.0	59.0	98.7	1.3	—	—
研 究 職	職 員 数	人 221	174	47	218	2	1	—
	構 成 比	% 1.2	78.7	21.3	98.6	0.9	0.5	—
医療職(一)	職 員 数	人 30	19	11	30	—	—	—
	構 成 比	% 0.2	63.3	36.7	100.0	—	—	—
医療職(二)	職 員 数	人 123	64	59	112	11	—	—
	構 成 比	% 0.7	52.0	48.0	91.1	8.9	—	—
医療職(三)	職 員 数	人 114	3	111	111	3	—	—
	構 成 比	% 0.6	2.6	97.4	97.4	2.6	—	—

注:1 暫定再任用職員、定年前提任用短時間勤務職員、岡山県職員給与条例附則第8項により給料月額が決定される職員、育休代替任期付職員は含まれていない。(以下第11表までについて同じ。)

2 構成比は、それぞれ四捨五入しているため計と一致しない場合がある。

第2表 給料表別の平均給与月額等

区 分 給料表	職 員 数	年 齢	経 験 年 数	給 料	扶 養 手 当	地 域 手 当	計
	人	歳	年	円	円	円	円
全 給 料 表	18,144	41.2	18.5	361,211	9,722	5,933	376,866
行 政 職	4,685	42.2	19.7	344,279	8,746	7,723	360,748
公 安 職	3,558	39.4	17.9	354,517	15,331	7,883	377,731
教 育 職 (一)	3,247	43.7	20.5	386,530	9,267	6,837	402,634
教 育 職 (二)	60	40.4	17.2	371,815	9,392	7,208	388,415
小 中 教 育 職	6,106	40.0	17.0	364,491	7,606	2,664	374,761
研 究 職	221	43.4	19.0	367,352	10,165	5,810	383,327
医 療 職 (一)	30	39.4	12.7	445,363	7,767	76,494	529,624
医 療 職 (二)	123	45.4	20.0	361,941	7,935	4,601	374,477
医 療 職 (三)	114	38.2	14.9	328,813	2,737	3,317	334,867

注：給料には、給料の調整額を含む。

第3表 給料表別、級別の平均給与月額等

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
行政職	1級	612	24.5	2.5	240,044
	2級	553	29.4	6.7	272,188
	3級	948	36.9	13.8	323,840
	4級	477	44.5	21.9	389,140
	5級	1,400	51.3	28.9	420,259
	6級	533	55.1	32.8	437,963
	7級	109	57.4	34.8	461,057
	8級	33	57.6	34.9	502,758
	9級	20	57.2	34.2	570,611

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
公安職	1級	297	23.0	2.8	267,101
	2級	467	28.0	6.6	297,932
	3級	701	35.3	13.4	335,712
	4級	1,158	42.5	20.8	399,582
	5級	604	49.0	27.6	447,308
	6級	206	49.5	27.9	466,526
	7級	79	50.5	29.3	483,018
	8級	28	53.6	32.6	492,662
	9級	18	57.1	36.3	512,432

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
教育職(一)	1級	71	37.7	14.7	323,339
	2級	2,777	42.6	19.4	393,689
	特2級	186	49.5	26.0	459,203
	3級	145	53.7	30.6	494,290
	4級	68	57.5	34.4	500,608

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
教育職(二)	1級	-	-	-	-
	2級	51	38.9	15.7	378,402
	特2級	6	46.2	22.9	442,353
	3級	3	53.8	30.5	450,750
	4級	-	-	-	-

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
小中教育職	1級	-	-	-	-
	2級	5,059	37.3	14.3	358,599
	特2級	274	47.3	24.1	430,073
	3級	412	53.1	30.0	458,889
	4級	361	57.2	34.3	463,266

注:1 給料には、給料の調整額を含む。

2 職員数が1人の場合は、平均年齢等の欄を(*)としている。

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
研究職		人	歳	年	円
	1級	2	22.6	0.0	248,279
	2級	95	32.4	8.1	322,954
	3級	91	50.2	25.4	420,181
	4級	26	57.1	33.0	448,058
	5級	7	59.0	35.9	521,708

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
医療職(一)		人	歳	年	円
	1級	16	28.8	3.0	421,928
	2級	1	*	*	*
	3級	6	49.5	22.3	616,347
	4級	7	56.0	27.4	699,309

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
医療職(二)		人	歳	年	円
	1級	-	-	-	-
	2級	16	27.9	3.2	266,910
	3級	16	36.0	10.8	314,037
	4級	17	40.7	13.1	346,413
	5級	56	50.9	25.9	412,099
	6級	16	56.0	30.8	431,366
	7級	2	59.5	34.0	448,551
	8級	-	-	-	-

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
医療職(三)		人	歳	年	円
	1級	-	-	-	-
	2級	21	24.8	1.5	265,528
	3級	28	28.8	5.9	294,620
	4級	30	38.3	14.4	330,600
	5級	23	51.8	28.3	399,551
	6級	12	57.1	34.9	436,805
	7級	-	-	-	-

第4表 給料表別の給料の調整額の支給状況

区 分 給料表	受 給 者						非受給者
	調 整 数 別 人 員					1人当たり 手当額	
	1	2	3	4	計		
全 給 料 表	人 1,664	人 81	人 18	人 7	人 1,770	円 11,748	人 16,374
行 政 職	26	70	15	7	118	19,664	4,567
公 安 職	-	-	3	-	3	34,300	3,555
教 育 職（一）	975	-	-	-	975	11,148	2,272
教 育 職（二）	-	-	-	-	-	-	60
小 中 教 育 職	632	-	-	-	632	11,009	5,474
研 究 職	29	3	-	-	32	11,191	189
医 療 職（一）	-	-	-	-	-	-	30
医 療 職（二）	2	8	-	-	10	18,640	113
医 療 職（三）	-	-	-	-	-	-	114

第5表 給料表別の扶養手当の支給状況

区分 給料表	受 給 者		扶 養 親 族			職員1人 当たり扶 養親族数	非受給者
	人員	1人当たり 手当額	配偶者	子	父母等		
全 給 料 表	人 7,697	円 22,916	人 3,206	人 12,806	人 327	人 0.9	人 10,447
行 政 職	1,903	21,531	823	2,845	121	0.8	2,782
公 安 職	2,214	24,638	1,215	4,049	17	1.5	1,344
教 育 職（一）	1,342	22,423	463	2,174	65	0.8	1,905
教 育 職（二）	23	24,500	7	45	-	0.9	37
小 中 教 育 職	2,048	22,678	637	3,426	116	0.7	4,058
研 究 職	103	21,811	41	160	3	0.9	118
医 療 職（一）	8	29,125	6	18	-	0.8	22
医 療 職（二）	41	23,805	12	69	1	0.7	82
医 療 職（三）	15	20,800	2	20	4	0.2	99

第6表 給料表別の地域手当の支給状況

区 分 給料表	受 給 者									非受給者
	支 給 率 別 人 員								1人当たり 手当額	
	20%	16%	14%	9%	5%	3%	2%	計		
全 給 料 表	人 24	人 40	人 2	人 5	人 1	人 6,187	人 4,162	人 10,421	円 10,331	人 7,723
行 政 職	21	8	－	2	1	2,684	606	3,322	10,892	1,363
公 安 職	3	2	2	3	－	2,040	644	2,694	10,411	864
教 育 職（一）	－	－	－	－	－	1,265	761	2,026	10,958	1,221
教 育 職（二）	－	－	－	－	－	21	23	44	9,829	16
小 中 教 育 職	－	－	－	－	－	2	2,099	2,101	7,743	4,005
研 究 職	－	－	－	－	－	109	－	109	11,779	112
医 療 職（一）	－	30	－	－	－	－	－	30	76,494	－
医 療 職（二）	－	－	－	－	－	40	14	54	10,479	69
医 療 職（三）	－	－	－	－	－	26	15	41	9,222	73

第7表 給料表別の住居手当の支給状況

区 分 給料表	受 給 者			非受給者
	借 家 ・ 借 間			
	人 員	1人当たり手当額	1人当たり家賃額	
全 給 料 表	人 3,920	円 25,544	円 59,312	人 14,224
行 政 職	1,174	25,584	60,601	3,511
公 安 職	325	25,938	62,892	3,233
教 育 職（一）	820	25,453	58,807	2,427
教 育 職（二）	19	26,153	65,813	41
小 中 教 育 職	1,448	25,515	57,473	4,658
研 究 職	59	25,129	62,324	162
医 療 職（一）	15	23,900	79,593	15
医 療 職（二）	28	25,089	55,518	95
医 療 職（三）	32	25,359	56,181	82

第8表 給料表別の通勤手当の支給状況

区 分 給料表	受 給 者					非受給者
	交通機関のみの 利用者	交通機関と交通 用具の併用者	交通用具使用者	計	1人当たり手当額	
全 給 料 表	人 1,406	人 933	人 13,435	人 15,774	円 11,319	人 2,370
行 政 職	1,052	477	2,441	3,970	13,559	715
公 安 職	198	74	2,528	2,800	8,441	758
教 育 職（一）	79	221	2,670	2,970	13,381	277
教 育 職（二）	1	2	51	54	10,000	6
小 中 教 育 職	16	76	5,458	5,550	9,367	556
研 究 職	12	36	160	208	17,088	13
医 療 職（一）	4	3	10	17	26,551	13
医 療 職（二）	17	29	71	117	26,041	6
医 療 職（三）	27	15	46	88	19,961	26

第9表 給料表別の諸手当の支給状況

手当名 区 分 給料表	管理職手当		初任給調整手当		単身赴任手当		特殊勤務手当		特地勤務手当等		へき地手当等	
	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額
全 給 料 表	人 1,844	円 58,603	人 70	円 135,803	人 255	円 32,667	人 211	円 18,088	人 136	円 28,375	人 181	円 27,412
行 政 職	688	65,260	8	50,375	34	42,000	191	17,464	17	23,817	14	22,103
公 安 職	107	81,717	—	—	202	31,109	—	—	26	35,791	—	—
教 育 職（一）	213	53,788	—	—	12	31,333	2	9,500	63	25,140	—	—
教 育 職（二）	3	52,500	—	—	1	30,000	—	—	—	—	—	—
小 中 教 育 職	773	49,926	—	—	3	30,000	—	—	—	—	167	27,857
研 究 職	23	74,726	3	13,000	1	38,000	—	—	30	31,327	—	—
医 療 職（一）	7	106,957	28	292,614	1	54,000	3	35,000	—	—	—	—
医 療 職（二）	18	59,533	31	28,097	1	30,000	15	23,800	—	—	—	—
医 療 職（三）	12	56,300	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注：1 特殊勤務手当は、月額で定められているものに限る。

2 特地勤務手当等には特地勤務手当に準ずる手当が、へき地手当等にはへき地手当に準ずる手当がそれぞれ含まれている。

寒冷地手当		義務教育等 教員特別手当		産業教育手当		定時制通信 教育手当		農林漁業 普及指導手当		在宅勤務等手当	
受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額
人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
41	5,868	9,411	5,365	275	18,755	146	17,651	134	14,703	0	0
2	5,833	-	-	-	-	-	-	134	14,703	-	-
9	7,083	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	4,750	3,246	5,574	275	18,755	146	17,651	-	-	-	-
-	-	60	5,545	-	-	-	-	-	-	-	-
22	5,780	6,105	5,253	-	-	-	-	-	-	-	-
5	4,750	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第10表 給料表別、級別、号給別人員分布

その1 行政職給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2						1		1	3
3			1					7	2
4								15	5
5								7	9
6		2	1					3	
7			2						
8			1						
9	9	1							1
10	1	1	10	1					
11		2	13						
12	8	38	25						
13	1	27	19						
14	1	25	23				6		
15	9	6	17				47		
16	1	9	25	2			23		
17	4	9	29	1			18		
18	11	37	25	1			4		
19	1	33	35				3		
20	2	21	25				2		
21		14	22	1			3		
22	15	40	23						
23	2	27	25				1		
24	1	33	25						
25	4	26	22	2					
26	12	37	30				1		
27	3	29	27	3					
28	3	26	21	2					
29	114	22	21	7					
30	2	29	16	8					
31	1	13	15	5					
32	86	7	25	7					
33	4	2	18	13					
34	16	7	17	11					
35	4	7	19	27			1		
36	78	3	24	14	1	1			
37	28	3	19	31	1				
38	17	2	17	19	6	27			
39	11	3	10	19	5	44			
40	69	2	23	14	10	23			
41	30		11	12	13	58			
42	15	1	15	23	5	37			
43	3	1	12	20	18	24			
44	5		11	25	22	23			
45	4	1	18	15	12	27			
46	5		20	22	26	18			
47	6		23	19	20	24			
48	7		16	16	25	26			
49			17	17	17	29			
50	1	1	12	18	34	15			
51			17	9	37	16			
52	1		11	12	43	16			
53	1		7	8	24	14			
54			6	7	29	8			
55			6	6	41	22			
56	2		5	7	29	17			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
57	3	1	6	7	31	6			
58	2		5	5	32	8			
59			2	6	33	8			
60				4	39	9			
61	1		1	5	43	5			
62	1			2	27	6			
63			3	4	39	1			
64	1		4	3	34	3			
65			1	3	23	2			
66			1	1	25				
67			3	4	23	1			
68		1	2	2	26				
69	1		2	2	28	2			
70		1	4	3	22	1			
71					21	2			
72			1	1	35	3			
73	1				23	6			
74			2		32				
75			1		25				
76			1		20				
77					26				
78					21				
79					26				
80			2		31				
81					36				
82				1	26				
83					48				
84			1		44				
85					143				
86			1						
87	1		1						
88		1							
89			1						
90									
91									
92									
93	3	1							
94			2						
95			3						
96			2						
97									
98									
99			1						
100									
101			3						
102			1						
103			1						
104									
105			4						
106			1						
107			1						
108			1						
109			6						
110									
111									
112									

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
118 119 125		1							
計	(352) 612	(276) 553	(386) 948	(192) 477	(445) 1,400	(102) 533	(7) 109	(4) 33	(4) 20
注：（ ）内の数字は、女性職員を内書したものである。以下第10表において同じ。								合計	(1,768) 4,685

その2 公安職給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2							1		
3									
4									
5									18
6									
7	21								
8	4			1					
9	1								
10	18		2	1					
11	3								
12	2			1					
13	2			1	1				
14	8		4						
15			1	1					
16	3		1	1					
17	4								
18	19		6						
19	3		1	1	1				
20	4	2	3	1	1				
21	4				1				
22	19	35	4	2	1				
23	46	3	2	1					
24	6	9	3	3	2				
25	2	1		4					
26	57	46	6	7	1				
27	8	7		2	2	1			
28	9	5	4	4	1	2		1	
29	3	6	2	4	1	1		3	
30	11	64	10	7	6	1		5	
31	5	4	2	7	1			5	
32	2	13	11	6	1	1		2	
33	1	2	2	6	3				
34	3	43	25	14	3	3		2	
35	4	10	4	4	7	2			
36	4	18	25	16	6	1	1		
37	3	7	2	8	2		1	1	
38	5	35	22	12	9	3		1	
39		6	6	10	5		1	2	
40	1	23	26	20	7		3	1	
41	1	6	6	10	3	3	4		
42	2	33	33	25	8	3	2	3	
43		7	6	8	6		8		
44	1	22	21	18	4	3	3		
45		4	10	12	9	4	3	2	
46	1	9	37	21	12		4		
47		4	9	13	4	3	3		
48		15	27	26	10	5	2		
49		1	9	15	7	1	2		
50	1	6	31	14	10		2		
51		4	13	12	5	3	5		
52		3	26	17	15	1	1		
53	1	1	4	11	11	6	3		
54		1	14	22	8	4			
55	1	1	6	13	14				
56			17	25	12	6	2		

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
57			9	9	13	2	4		
58	3		14	25	7	6	3		
59		1	8	15	12	5	4		
60	1	1	14	34	12	3	1		
61			11	8	18	6	1		
62			12	18	9	3	3		
63		4	7	15	12	2	3		
64			10	25	17	3			
65			4	13	23	2	1		
66		1	9	29	19	2	1		
67			11	22	12	3	2		
68		1	13	18	3	4	2		
69			8	17	11	2	2		
70			10	14	7	2			
71			7	27	8	3	1		
72			5	17	13	2			
73			7	12	5	1			
74			7	13	9	5			
75			7	12	14	14			
76			6	22	15	7			
77		1	5	20	15	5			
78		1	4	16	5	5			
79				14	4	4			
80		1	8	17	11	3			
81			2	11	5	4			
82			3	19	14	2			
83			1	15	12	2			
84			3	15	11	1			
85			4	8	88	46			
86				17					
87			1	12					
88			5	8					
89			3	6					
90			4	9					
91			4	10					
92			3	13					
93			2	8					
94			5	4					
95			1	6					
96			4	10					
97			1	10					
98			2	5					
99			3	7					
100				4					
101			2	2					
102			1	9					
103				5					
104			1	3					
105				3					
106				3					
107				3					
108				3					
109			3	8					
110				6					
111				8					
112				6					

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
113	人	人	人	人	人	人	人	人	人
114			1	5					
115			1	5					
116				7					
117				2					
118				4					
119				2					
120				6					
121				4					
122				28					
123									
124			2						
125									
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
計	(76) 297	(93) 467	(118) 701	(135) 1,158	(39) 604	(5) 206	(4) 79	(-) 28	(-) 18
								合計	(470) 3,558

その3 教育職給料表(一)

級 号給	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5		26			
6					
7		2			
8		25			
9		6			
10		1			1
11					1
12		34			3
13		4			
14		2			2
15		5			33
16		37			4
17		10			4
18		10			6
19		5			3
20		17			2
21		4			9
22	1	6			
23		5			
24		31			
25		3			
26		8			
27		6			
28	1	36			
29		8			
30		14			
31	1	2			
32		39			
33		3			
34		19			
35		4			
36	2	51	5		
37		11		1	
38		16	1		
39		4			
40	1	60			
41		2	1	1	
42		16		2	
43	1	14		1	
44		56			
45		13	1	2	
46	1	14		1	
47	1	8	2	4	
48		47	2	5	
49		7	1	2	
50		20		2	
51		7	1	7	
52	1	40	2	3	
53		13	3	6	
54		29		6	
55		11	2	4	
56	2	39	1	9	

級 号給	1	2	特2	3	4
57	1	24	3		人
58		25	1	6	
59		19		7	
60	2	32		7	
61	1	21	1	69	
62		19	1		
63		10	5		
64	1	20	2		
65		26	4		
66	1	28	2		
67	1	15	5		
68	2	25	4		
69	1	31	1		
70	2	22	3		
71		28	2		
72	1	28	2		
73		21	6		
74	1	15	3		
75	1	19	4		
76	1	7	3		
77		21	4		
78		20	4		
79	1	19	3		
80	1	15	9		
81	1	12	4		
82		16	4		
83	2	14	2		
84	2	15	6		
85	2	12	9		
86	1	24	5		
87		21	3		
88		14	3		
89	1	14	5		
90		16	5		
91	1	4	3		
92	2	16	3		
93	1	18	1		
94	1	19	2		
95		19	2		
96	3	18	3		
97	3	22	32		
98		16			
99		17			
100	1	11			
101		23			
102		17			
103		16			
104		18			
105	3	11			
106	2	16			
107	2	14			
108	2	19			
109		12			
110	1	17			
111	2	17			
112	1	18			

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
113		18			
114		16			
115	2	13			
116	2	11			
117		9			
118	1	18			
119	1	13			
120		9			
121		19			
122		13			
123		7			
124		23			
125		20			
126		7			
127		19			
128		20			
129		16			
130		18			
131		15			
132		23			
133		28			
134		24			
135		18			
136		36			
137		57			
138	1	45			
139		37			
140		47			
141		54			
142		59			
143		50			
144		43			
145		96			
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
計	(23) 71	(1,426) 2,777	(70) 186	(32) 145	(18) 68
				合計	(1,569) 3,247

その4 教育職給料表(二)

級 号給	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人
2					
3					
⋮					
17					
18					
19					
20		1			
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28		1			
⋮					
38					
39					
40		1			
41					
42					
43		1			
44		1			
45					
46					
47					
48		1			
49					
50		2			
51					
52		1			
53					
54		2			
55					
56		2	1		
57					
58					
59					
⋮					
65		2	1		
66			1		
67		2			
68					
69		1	1		
70					
71					
72			1		
73					
74					
75		2			
76		1			
77					
78					
79					
80		2			
81				3	
82		2			
83					
84		1	1		
85		1			
86					
87		2			
88		1			

級 号給	1	2	特2	3	4
89	人	人	人	人	人
90		1			
91		1			
92		1			
93					
94					
95					
96		1			
97		1			
98					
99					
100					
101					
102					
103		1			
⋮					
109		1			
110					
111		2			
112		1			
⋮					
118		2			
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126		3			
127					
128		1			
129					
130					
131					
132					
133		1			
134					
135					
136					
137					
138		1			
139					
140					
141					
142					
143		1			
144					
145					
146		1			
147					
148					
149					
150					
151		1			
⋮					
157					
計	-	(23) 51	(2) 6	(1) 3	-
				合計	(26) 60

その5 小学校・中学校教育職員給料表

級 号給	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					1
6					9
7					114
8					16
9					16
10		1			39
11					20
12					13
13					15
14					4
15					12
16					15
17		125			6
18			1		2
19		2			8
20		125			4
21		21			67
22		7			
23		4	1		
24		166	1		
25		3	2		
26		9	1		
27		13	1		
28		152	2		
29		19			
30		18	2		
31		6	1		
32		48			
33		9			
34		7	2		
35		4			
36		141	3		
37		4	2		
38		20	1		
39		11			
40		135			
41		1	2		
42		12			
43		6	6		
44		163	2		
45		9			
46		22			
47		14	1		
48		167	3		
49		9	1		
50		21	3		
51		18	2	1	
52		157	2		
53		11	3		
54		29	2		
55		14	3		
56		157	3		

級 号給	1	2	特2	3	4
57	人	人	人	人	人
58		10	2	1	
59		29	1	1	
60		30	1	2	
61		150	3		
62		13	6	4	
63		35	3	2	
64		30	8	1	
65		80	8		
66		53	8		
67		47	7	9	
68		31	2	3	
69		61	6	3	
70		71	9	3	
71		47	4	12	
72		28	5	14	
73		54	5	32	
74		50	3	8	
75		35	8	12	
76		37	10	19	
77		57	9	25	
78		60	5	16	
79		33	3	10	
80		44	4	17	
81		42	5	16	
82		46	5	201	
83		37	3		
84		26	6		
85		38	9		
86		49	1		
87		31	7		
88		20	1		
89		34	6		
90		35	10		
91		44	2		
92		27	1		
93		25	2		
94		31	2		
95		40	4		
96		32	1		
97		25	3		
98		27	33		
99		26			
100		19			
101		26			
102		25			
103		19			
104		36			
105		25			
106		22			
107		27			
108		29			
109		34			
110		40			
111		24			
112		33			
		36			

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
113		29			
114		28			
115		26			
116		20			
117		30			
118		16			
119		33			
120		29			
121		22			
122		25			
123		21			
124		27			
125		17			
126		33			
127		12			
128		15			
129		26			
130		19			
131		20			
132		11			
133		23			
134		16			
135		9			
136		13			
137		15			
138		17			
139		15			
140		22			
141		15			
142		18			
143		9			
144		15			
145		19			
146		17			
147		33			
148		28			
149		40			
150		38			
151		29			
152		45			
153		37			
154		34			
155		29			
156		25			
157		64			
計	-	(3,201) 5,059	(134) 274	(160) 412	(105) 361
			合計	(3,600) 6,106	

その6 研究職給料表

級 号給	1	2	3	4	5
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					1
6					3
7					3
8					
9					
10		1			
11					
12		1			
13		2			
14		1			
15		1			
16					
17					
18		4			
19		1	1		
20		1	1		
21		1	1		
22		6			
23			1		
24			1		
25			2		
26		4			
27			1		
28		1			
29	2				
30		4	1		
31		1	1	4	
32				1	
33		1		1	
34		6	1	2	
35			2	2	
36		1	2	3	
37		1	1	2	
38		1	1		
39		2		2	
40		1	1		
41		2		1	
42		2			
43		2	1		
44		2	2	1	
45			3	1	
46		1	2	1	
47			2	1	
48		1	4		
49		3	1	1	
50		2	1	1	
51			1		
52		1	1		
53			2	1	
54		2			
55		3			
56		1	2		

級 号給	1	2	3	4	5
57	人	人	人	人	人
58		1		1	
59		1	1		
60		1	1		
61					
62		3	1		
63		1	2		
64		1	2		
65		2			
66		1			
67		1	1		
68		4	1		
69		1	2		
70		2			
71					
72		4			
73		1			
74			3		
75		2			
76					
77		1	2		
78			2		
79		1			
80		1	2		
81			31		
82					
83					
84					
85		1			
86					
87					
97					
98		1			
99					
121					
計	(1) 2	(33) 95	(11) 91	(2) 26	(-) 7
				合計	(47) 221

その7 医療職給料表(一)

級 号給	1	2	3	4
1	人	人	人	人
2				2
3				
4				
5			1	2
6				
7				
8				2
9				
10				1
11	2			
12				
13				
14	4			
15				
16				
17		1		
18	1			
19				
20				
21				
22	1			
23			1	
24				
25				
26	1			
27				
28	1			
29				
30				
31				
32	3		1	
33				
34				
35				
36	3			
⋮				
46				
47			1	
48				
⋮				
54				
55			1	
⋮				
65				
66				
67				
⋮				
73			1	
74				
75				
⋮				

級 号給	1	2	3	4
85	人	人	人	人
計	(7) 16	(1) 1	(3) 6	(-) 7
			合計	(11) 30

その8 医療職給料表(二)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8		1					1	
9								
10							1	
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17		2						
18		1	1					
19		1						
20		2	1					
21								
22		1	1		1			
23			1					
24		1						
25								
26			1	1	1			
27			2					
28				2		1		
29			1		2	1		
30			1	1	1			
31		1			2	4		
32		1		1		1		
33						1		
34			1		1			
35		2				1		
36				1				
37				1				
38		2	2	1				
39					1			
40			1	3		1		
41				1				
42								
43			1					
44				2				
45		1						
46				1	1			
47						1		
48					2	1		
49					1			
50				1	1			
51								
52						1		
53					1	3		
54					1			
55								
56					2			
57					1			
58				1	1			
59								
60								

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
61					1			
62								
63					1			
64					1			
65								
66					3			
67					3			
68					3			
69								
70					1			
71								
72								
73					1			
74					2			
75					2			
76								
77					18			
78								
79								
⋮								
85								
86								
87								
88			1					
⋮								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108			1					
109								
計	-	(8) 16	(11) 16	(9) 17	(26) 56	(4) 16	(1) 2	- (59) 123
							合計	

その9 医療職給料表(三)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1	人	人	人	人	人	人	人
2			9				
3				1			
4							
5			3				
6			2				
7			1				
8				1			
9		6		1			
10			3				
11			2				
12		5	1				
13			2	2			
14				2			
15				1			
16		4	1				
17		2					
18							
19			1	1			
20		1					
21		1		2			
22		1	1	3			
23		1	1				
24			1				
25				1			
26				1			
27				3			
28							
29							
30				1			
31				1	1	1	
32					1	3	
33				1		1	
34						1	
35							
36				2	1	2	
37							
38							
39						1	
40					1		
41							
42					2		
43						2	
44				1			
45				1	2		
46							
47							
48							
49				1			
50					1		
51							
52				1			
53					1		
54							
55							
56					1		
57						1	
58				1			
59					1		
60							

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
61	人	人	人	人	人	人	人
62							
63							
64							
65							
66					1		
67							
68							
69							
70							
71					1		
72							
73							
74							
75							
76							
77							
78					1		
79					2		
80					1		
81					2		
82					2		
83							
84							
85					1		
86							
87							
88							
89				1			
90							
91							
92							
93							
94							
95							
⋮							
109							
⋮							
121							
⋮							
153							
⋮							
169							
計	-	(20) 21	(28) 28	(29) 30	(22) 23	(12) 12	- (111) 114
						合計	

第11表 給料表別、級別、年齢別人員分布

その1 行政職給料表

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
歳	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18	9									9
19	10									10
20	14									14
21	15									15
22	119									119
23	110									110
24	106	1								107
25	142									142
26	35	71								106
27	17	115								132
28	8	112								120
29	9	103								112
30	2	69	45							116
31	3	31	86							120
32	2	15	88			1				106
33	5	12	108							125
34	1	3	84							88
35		7	67							74
36	1	2	83							86
37	1	1	81	1						84
38		1	74	4						79
39		2	60	34						96
40			36	59						95
41		1	31	64						96
42		3	20	66	2					91
43		1	12	49	23	1				86
44	1		10	51	70				1	133
45			6	28	84	2		1		121
46			5	19	106					130
47			6	12	102	4				124
48			5	9	96	10				120
49	1		3	14	105	19			1	143
50			3	12	91	27				133
51			5	15	96	38	1			155
52			2	11	112	29				154
53		2	8	7	85	55	4	2		163
54	1		3	12	94	45	11	2		168
55		1	5	2	82	55	8		1	154
56			4	2	86	73	17	4	1	187
57			4	3	63	72	16	4	5	167
58			3	1	49	48	24	10	4	139
59			1	2	54	53	28	10	7	155
60						1				1
計	612	553	948	477	1,400	533	109	33	20	4,685

その2 公安職給料表

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
歳	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18	21									21
19	25									25
20	13									13
21	22									22
22	75									75
23	69		1							70
24	27	42	1							70
25	13	62	6							81
26	9	77	9							95
27	9	71	14							94
28	5	72	15	1						93
29		72	25	3						100
30	2	30	63	3						98
31	3	14	59	10						86
32	2	10	80	20						112
33	2	4	64	25						95
34		1	57	33			1			92
35		4	49	61	2					116
36		3	38	68	3					112
37			38	87	1					126
38		1	35	73	5	2				116
39		2	26	60	6					94
40		1	28	77	25	3				134
41		1	15	67	24	5				112
42			20	59	26	11				116
43			12	68	24	13	1			118
44			16	64	40	10	5			135
45			12	65	52	17	2			148
46			1	52	35	12	6			106
47			7	46	34	15	5			107
48			2	42	44	13	9	2		112
49			1	31	26	13	6			77
50			1	29	48	12	12	3		105
51			2	30	31	17	8	4		92
52			1	23	31	8	7	1		71
53				13	19	10	4	3	1	50
54			2	13	20	6	1	6	1	49
55			1	12	19	9	2	4	2	49
56				9	17	10	2	3	4	45
57				5	23	9	3		5	45
58				3	17	7	2	2	2	33
59				6	32	4	3		3	48
計	297	467	701	1,158	604	206	79	28	18	3,558

その3 教育職給料表(一)

級 年齢	1	2	特2	3	4	計
歳	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22		26				26
23	2	32				34
24		43				43
25	1	53				54
26	2	49				51
27	2	59				61
28	1	64				65
29		78				78
30	1	88				89
31	4	92				96
32	5	80				85
33	4	90				94
34	3	93				96
35	3	83				86
36	1	88				89
37	4	107	3			114
38	5	66	1			72
39	8	73	4			85
40	3	68	4			75
41	6	73	5			84
42	2	72	5			79
43	3	66	6			75
44	6	58	15			79
45		67	10			77
46	1	60	14	1		76
47		60	9	5		74
48	1	59	12	5		77
49	1	54	17	9		81
50		52	13	13		78
51	1	63	14	14		92
52		62	9	15	2	88
53		81	3	20	1	105
54		74	8	16	5	103
55		95	2	15	2	114
56	1	111	5	4	10	131
57		100	8	6	19	133
58		110	3	10	14	137
59		128	16	12	15	171
計	71	2,777	186	145	68	3,247

その4 教育職給料表(二)

級 年齢	1	2	特2	3	4	計
歳	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22						
23		1				1
24						
25		1				1
26						
27						
28		3				3
29		3				3
30		1				1
31		3				3
32		1				1
33		2				2
34		2				2
35		3				3
36		2				2
37		2				2
38		3				3
39		3				3
40		2				2
41		3				3
42			1			1
43		3				3
44		1	2			3
45		2	2			4
46						
47		1				1
48		1				1
49		3				3
50		1				1
51		1				1
52		1				1
53		1	1	2		4
54		1		1		2
55						
56						
57						
58						
59						
計	-	51	6	3	-	60

その5 小学校・中学校教育職員給料表

級 年齢	1	2	特2	3	4	計
18	人	人	人	人	人	人
19						
20						
21		1				1
22		125				125
23		148				148
24		186				186
25		192				192
26		171				171
27		186				186
28		190				190
29		202				202
30		198				198
31		210				210
32		226				226
33		210	1			211
34		193	1			194
35		215	5			220
36		170	3			173
37		162	5			167
38		152	4			156
39		141	12			153
40		132	7			139
41		130	10			140
42		128	8			136
43		111	16			127
44		122	18	1		141
45		99	22	1		122
46		108	25	8		141
47		84	20	6		110
48		79	23	19		121
49		76	16	30		122
50		63	15	25	1	104
51		74	14	57	4	149
52		71	7	61	11	150
53		60	2	58	6	126
54		49	7	40	30	126
55		83	8	37	35	163
56		76	8	29	61	174
57		81	9	19	67	176
58		77	7	13	82	179
59		78	1	8	64	151
60						
61						
62						
計	-	5,059	274	412	361	6,106

その6 研究職給料表

級 年齢	1	2	3	4	5	計
18	人	人	人	人	人	人
19						
20						
21						
22	2					2
23						
24		3				3
25		4				4
26		9				9
27		6				6
28		9				9
29		5				5
30		6				6
31		6				6
32		6				6
33		6				6
34		7				7
35						
36		3				3
37		10				10
38		7				7
39		2	3			5
40		2	3			5
41		2	2			4
42			5			5
43		1	1			2
44			4			4
45			7			7
46			6			6
47			4			4
48			5			5
49			4			4
50			3			3
51			6			6
52		1	2			3
53			6	2		8
54			7	2		9
55			5	3		8
56			5	5		10
57			7	4		11
58			3	7	3	13
59			3	2	4	9
60						
61						
62				1		1
計	2	95	91	26	7	221

その7 医療職給料表(一)

級 年齢	1	2	3	4	計
歳	人	人	人	人	人
23					
24	1				1
25	2				2
26	2				2
27	2				2
28	1				1
29	2				2
30	2				2
31	3				3
32	1				1
33		1			1
34					
35			1		1
36					
37					
38					
39					
40				1	1
41			1		1
42					
43					
44				1	1
45					
46			1		1
47					
48					
49					
50					
51					
52			1		1
53					
54					
55			1	1	2
56					
57					
58					
59				1	1
60					
61				1	1
62					
63				1	1
64					
65			1		1
66					
67					
68				1	1
計	16	1	6	7	30

その8 医療職給料表(二)

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	計
歳	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18									
19									
20									
21									
22									
23		1							1
24		1							1
25		2							2
26		4							4
27		1							1
28		1							1
29		4							4
30			2						2
31		1	2						3
32			2						2
33			4						4
34			3	1					4
35		1							1
36			1	4					5
37				3					3
38				1					1
39					1				1
40				2	2				4
41				1					1
42				2					2
43					2				2
44					3				3
45					2				2
46					5				5
47									
48					4				4
49				2	3				5
50					5	1			6
51					2				2
52					5				5
53				1	7	2			10
54					4	3			7
55			1		1	2			4
56					4	2			6
57			1		1	2			4
58					3	1			4
59					2	3	2		7
計	-	16	16	17	56	16	2	-	123

その9 医療職給料表(三)

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	計
歳	人	人	人	人	人	人	人	人
18								
19								
20								
21								
22		6						6
23		4						4
24		3						3
25		3	4					7
26		3	3					6
27		1	5					6
28			3					3
29			7					7
30			2	1				3
31			2	2				4
32				1				1
33			1	2				3
34				2				2
35		1		5				6
36			1	2				3
37				1				1
38				2				2
39								
40				3				3
41				3				3
42				2				2
43					1			1
44				2	2			4
45					1			1
46				1	2			3
47					1			1
48								
49					3			3
50					1			1
51					1			1
52								
53					2			2
54					1	1		2
55				1	3	1		5
56						3		3
57					2	3		5
58						3		3
59					3	1		4
計	-	21	28	30	23	12	-	114

2 民間給与関係

令和7年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、職員給与を検討するため、令和7年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

本委員会、岡山市人事委員会及び人事院等

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所899事業所

イ 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 事業所の抽出

上記(3)のアに記載した事業所を組織、規模、産業により、21層に層化し、これらの層から244事業所を無作為に抽出し調査を行った。

調査の完結した事業所は、第12表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集 計

ア 調査実人員

8,868人（うち初任給関係712人）であるが、調査職種該当者（母集団）の推定数は47,329人である。

イ 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第12表 産業別、企業規模別の調査事業所数

産 業	企業規模	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
		事業所	事業所	事業所	事業所
産 業 計		210	79	102	29
農 業 , 林 業 、 漁 業		0	0	0	0
鉱業、採石業、砂利採取業、 建設業		16	6	6	4
製 造 業		99	30	53	16
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業		40	17	19	4
卸 売 業 , 小 売 業		18	6	11	1
金 融 業 , 保 険 業、 不動産業、物品賃貸業		7	6	1	0
教育、学習支援業、医療、福祉、 サービス業		30	14	12	4

- 注：1 上記調査事業所のほか、調査に際し、規模が調査の対象外であることが判明した事業所が6所、調査不能の事業所が28所あった。
- 2 調査対象事業所244所から規模が調査の対象外であることが判明した事業所6所を除いた238所に占める調査完了事業所210所の割合（調査完了率）は、88.2%。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く）である。

第13表 職種別、学歴別、企業規模別の初任給

職 種	企業規模	規 模 計 (100人以上)	500人以上	100人以上 500人未満	【参考】 100人未満
	学 歴				
新 卒 事 務 員	大 学 卒	224,425 円	231,178 円	217,970 円	205,896 円
	短 大 卒	206,643	210,292	203,008	189,151
	高 校 卒	192,881	195,997	190,258	182,177
新 卒 技 術 者	大 学 卒	231,558	243,800	222,636	208,148
	短 大 卒	211,374	222,647	203,847	197,113
	高 校 卒	195,558	205,425	188,487	186,117
新 卒 事 務 員 及 新 卒 技 術 者	大 学 卒	226,966	235,256	219,766	207,145
	短 大 卒	208,433	214,346	203,362	193,823
	高 校 卒	194,010	199,770	189,480	183,963

注： 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものである。

第14表 企業規模別、職種別、学歴別の給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計（100人以上）

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
						(A - B)	
				きまって 支給する 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)		
事 務	支 店 長	人 7	歳 54.2	円 774,164	円 25,540	円 748,624	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	6	53.4	771,344	29,442	741,902	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	工 場 長	14	52.6	761,463	252	761,211	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	9	51.7	837,020	409	836,611	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	5	54.2	640,396	0	640,396	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 部 長	172	52.4	599,549	4,592	594,957	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	129	52.4	614,435	2,520	611,915	
	短 大 卒	14	53.4	509,730	18,296	491,434	
	高 校 卒	29	52.1	577,818	6,917	570,901	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
種	技 術 部 長	188	53.3	670,557	4,496	666,061	同 上
	大 学 卒	125	52.8	705,565	2,812	702,753	
	短 大 卒	19	54.4	669,071	3,886	665,185	
	高 校 卒	44	54.4	580,471	9,112	571,359	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

注：1 「時間外手当等」とは、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当、宿日直手当等勤務実績に対して支払われる手当をいう。以下本表において同じ。

2 調査実人員が1人の場合は、個人情報保護の観点から、平均年齢及び令和7年4月分平均支給額の欄を(*)としている。以下本表において同じ。

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
						(A - B)	
				きまって 支 給 する 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)		
事 務	事 務 部 次 長	人 62	歳 52.4	円 565,833	円 6,424	円 559,409	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)
	大 学 卒	51	52.1	567,756	7,612	560,144	
	短 大 卒	5	54.0	478,730	1,126	477,604	
	高 校 卒	6	53.8	602,548	182	602,366	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 部 次 長	53	52.9	632,099	17,667	614,432	同 上
	大 学 卒	34	52.6	667,167	17,993	649,174	
	短 大 卒	9	55.1	583,945	13,077	570,868	
	高 校 卒	9	52.6	533,697	11,251	522,446	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
関 係 職	事 務 課 長	291	49.9	562,287	16,687	545,600	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	185	48.5	579,658	17,058	562,600	
	短 大 卒	23	52.4	511,060	13,015	498,045	
	高 校 卒	81	52.7	530,498	17,037	513,461	
	中 学 卒	2	52.3	504,319	0	504,319	
種	技 術 課 長	492	49.4	615,681	20,055	595,626	同 上
	大 学 卒	280	47.9	648,740	11,811	636,929	
	短 大 卒	39	50.4	626,948	24,076	602,872	
	高 校 卒	172	51.6	561,795	32,291	529,504	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 課 長 代 理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
	大 学 卒	96	49.6	507,607	44,855	462,752	
	短 大 卒	61	49.5	502,389	27,696	474,693	
	高 校 卒	7	45.9	498,114	78,176	419,938	
	中 学 卒	27	51.3	511,331	60,291	451,040	
技 術	技 術 課 長 代 理	1	*	*	*	*	同 上
	大 学 卒	253	47.9	609,558	50,351	559,207	
	短 大 卒	163	47.2	626,414	38,624	587,790	
	高 校 卒	16	53.2	644,208	65,454	578,754	
	中 学 卒	74	48.2	555,748	77,329	478,419	
関 係 職 種	事 務 係 長	—	—	—	—	—	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	362	48.4	484,450	67,724	416,726	
	短 大 卒	208	47.5	497,366	71,876	425,490	
	高 校 卒	31	50.4	460,749	65,443	395,306	
	中 学 卒	120	49.4	472,176	59,933	412,243	
種	技 術 係 長	3	51.2	405,686	36,512	369,174	同 上
	大 学 卒	456	46.5	541,811	93,386	448,425	
	短 大 卒	154	41.3	495,985	81,877	414,108	
	高 校 卒	40	45.9	492,408	84,565	407,843	
	中 学 卒	261	49.5	573,911	100,599	473,312	
		1	*	*	*	*	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支 給 する 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	464	42.3	406,685	51,942	354,743	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長のいない事業所において、職能資格が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
	大 学 卒	255	38.7	418,093	55,519	362,574	
	短 大 卒	51	47.9	386,858	39,240	347,618	
	高 校 卒	157	48.4	388,310	48,275	340,035	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
	技 術 主 任	692	43.2	540,480	88,661	451,819	同 上
	大 学 卒	332	37.5	530,162	90,888	439,274	
	短 大 卒	63	45.3	491,828	78,225	413,603	
	高 校 卒	296	47.6	556,383	88,343	468,040	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
事 務 係 員	1,937	38.7	319,675	30,149	289,526		
大 学 卒	1,039	35.5	323,777	33,465	290,312		
短 大 卒	331	43.3	308,976	22,734	286,242		
高 校 卒	562	42.4	318,526	28,306	290,220		
中 学 卒	5	40.2	310,607	28,232	282,375		
技 術 係 員	1,430	32.5	367,833	60,576	307,257		
大 学 卒	719	33.9	379,636	61,400	318,236		
短 大 卒	199	33.7	354,113	55,977	298,136		
高 校 卒	505	30.7	359,959	61,096	298,863		
中 学 卒	7	40.5	322,942	43,352	279,590		

2 規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支給する 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事務・技術関係職種	支 店 長	7	54.2	774,164	25,540	748,624	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	6	53.4	771,344	29,442	741,902	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	工 場 長	12	53.3	815,141	309	814,832	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	9	51.7	837,020	409	836,611	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	3	58.4	747,069	0	747,069	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 部 長	93	52.9	622,400	7,071	615,329	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)	
大 学 卒	69	52.8	644,749	4,049	640,700		
短 大 卒	8	52.0	492,811	19,604	473,207		
高 校 卒	16	54.2	605,656	12,840	592,816		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 部 長	114	52.7	717,577	2,309	715,268	同 上	
大 学 卒	80	52.5	748,711	2,215	746,496		
短 大 卒	13	54.1	712,325	5,339	706,986		
高 校 卒	21	52.6	624,173	829	623,344		
中 学 卒	-	-	-	-	-		

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 する 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 部 次 長	43	52.9	584,644	4,303	580,341	前記部長に事故等のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部 次長級専門職 中間職(部長一課長間)
	大 学 卒	36	52.5	582,453	4,908	577,545	
	短 大 卒	4	53.5	465,283	1,488	463,795	
	高 校 卒	3	56.8	717,336	370	716,966	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 部 次 長	24	52.6	691,769	21,675	670,094	同 上
	大 学 卒	19	52.1	698,835	27,738	671,097	
	短 大 卒	3	55.1	737,337	339	736,998	
	高 校 卒	2	53.5	598,153	685	597,468	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 課 長	204	49.7	587,322	15,820	571,502	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級 専門職
	大 学 卒	127	48.3	605,500	17,659	587,841	
	短 大 卒	17	51.7	537,456	3,203	534,253	
	高 校 卒	59	52.8	550,479	14,433	536,046	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
種	技 術 課 長	335	49.4	652,163	19,982	632,181	同 上
	大 学 卒	197	47.9	681,808	9,958	671,850	
	短 大 卒	26	50.3	681,886	22,308	659,578	
	高 校 卒	111	51.6	596,647	36,474	560,173	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 課 長 代 理	人 87	歳 50.0	円 522,157	円 45,595	円 476,562	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
	大 学 卒	55	50.1	519,330	25,383	493,947	
	短 大 卒	7	45.9	498,114	78,176	419,938	
	高 校 卒	24	51.7	525,186	65,061	460,125	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
技 術	技 術 課 長 代 理	210	48.1	627,318	51,794	575,524	同 上
	大 学 卒	136	47.5	641,361	37,931	603,430	
	短 大 卒	14	53.7	654,182	72,315	581,867	
	高 校 卒	60	48.2	578,912	85,514	493,398	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 係 長	185	49.3	515,764	82,194	433,570	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	86	48.2	535,483	92,515	442,968	
	短 大 卒	19	50.6	475,082	67,367	407,715	
	高 校 卒	80	50.5	510,556	73,206	437,350	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
種	技 術 係 長	303	46.8	580,435	99,879	480,556	同 上
	大 学 卒	84	40.0	539,541	92,209	447,332	
	短 大 卒	18	44.5	535,603	78,141	457,462	
	高 校 卒	200	49.9	602,295	104,618	497,677	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支給する 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	302	41.7	421,132	54,206	366,926	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長のいない事業所において、職能資格が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
	大 学 卒	159	37.7	433,382	57,849	375,533	
	短 大 卒	37	48.5	405,443	37,896	367,547	
	高 校 卒	105	48.9	397,745	51,424	346,321	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
	技 術 主 任	505	43.3	557,691	89,889	467,802	同 上
	大 学 卒	223	36.5	550,401	92,726	457,675	
	短 大 卒	46	44.7	505,509	77,422	428,087	
	高 校 卒	236	47.9	569,808	89,536	480,272	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 係 員	1,002	39.0	339,256	34,616	304,640		
大 学 卒	507	34.4	339,580	38,092	301,488		
短 大 卒	171	45.7	341,189	28,288	312,901		
高 校 卒	322	43.1	337,439	32,257	305,182		
中 学 卒	2	40.0	326,115	42,512	283,603		
技 術 係 員	891	31.5	380,619	66,757	313,862		
大 学 卒	403	34.0	403,009	71,537	331,472		
短 大 卒	132	32.1	366,336	60,206	306,130		
高 校 卒	353	29.7	368,765	65,060	303,705		
中 学 卒	3	43.3	335,153	49,505	285,648		

3 規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支給する 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務	支 店 長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	工 場 長	2	49.6	527,119	0	527,119	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	2	49.6	527,119	0	527,119	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 部 長	79	51.8	573,076	1,720	571,356	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	60	51.9	581,205	844	580,361	
	短 大 卒	6	56.1	541,279	15,856	525,423	
	高 校 卒	13	49.6	545,303	0	545,303	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
種	技 術 部 長	74	54.3	599,456	7,803	591,653	同 上
	大 学 卒	45	53.2	636,491	3,768	632,723	
	短 大 卒	6	55.2	553,392	0	553,392	
	高 校 卒	23	56.3	534,132	17,894	516,238	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
						(A - B)	
				きまっ て 支 給 する 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)		
事 務	事 務 部 次 長	人 19	歳 51.4	円 529,741	円 10,493	円 519,248	前記部長に事故等のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)
	大 学 卒	15	51.3	537,832	13,118	524,714	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	3	50.8	490,780	0	490,780	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 部 次 長	29	53.1	581,477	14,266	567,211	同 上
	大 学 卒	15	53.1	630,970	6,855	624,115	
	短 大 卒	6	55.0	506,877	19,476	487,401	
	高 校 卒	7	52.1	504,300	16,070	488,230	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
関 係 職	事 務 課 長	87	50.4	491,660	19,133	472,527	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	58	49.3	504,161	15,304	488,857	
	短 大 卒	6	54.4	436,589	40,698	395,891	
	高 校 卒	22	52.4	477,630	23,926	453,704	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
種	技 術 課 長	157	49.5	533,670	20,221	513,449	同 上
	大 学 卒	83	47.7	569,217	16,266	552,951	
	短 大 卒	13	50.9	487,634	28,557	459,077	
	高 校 卒	61	51.6	493,531	24,097	469,434	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 課 長 代 理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
	大 学 卒	9	46.0	377,572	38,240	339,332	
	短 大 卒	6	44.7	362,780	46,751	316,029	
	高 校 卒	－	－	－	－	－	
	中 学 卒	3	48.4	403,671	23,224	380,447	
技 術	技 術 課 長 代 理	－	－	－	－	－	同 上
	大 学 卒	43	46.4	498,907	41,361	457,546	
	短 大 卒	27	45.2	518,972	43,603	475,369	
	高 校 卒	2	48.5	549,052	0	549,052	
	中 学 卒	14	48.1	458,695	43,035	415,660	
関 係 職	事 務 係 長	－	－	－	－	－	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	177	46.8	422,455	39,076	383,379	
	短 大 卒	122	46.3	437,871	39,662	398,209	
	高 校 卒	12	48.9	369,261	53,164	316,097	
	中 学 卒	40	47.2	395,072	33,269	361,803	
種	技 術 係 長	3	51.2	405,686	36,512	369,174	同 上
	大 学 卒	153	45.6	431,414	74,830	356,584	
	短 大 卒	70	43.6	419,259	63,676	355,583	
	高 校 卒	22	47.3	444,346	91,712	352,634	
	中 学 卒	61	47.3	440,839	81,753	359,086	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支給する 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 主 任	162	43.8	370,341	46,245	324,096	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長のいない事業所において、職能資格が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
	大 学 卒	96	41.4	376,342	49,158	327,184	
	短 大 卒	14	46.3	332,644	43,160	289,484	
	高 校 卒	52	47.4	369,210	41,898	327,312	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 主 任	187	43.1	451,348	82,300	369,048	同 上
	大 学 卒	109	41.1	461,808	84,681	377,127	
	短 大 卒	17	47.5	435,807	81,512	354,295	
	高 校 卒	60	45.3	435,683	77,611	358,072	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
関 係 職	事 務 係 員	935	38.4	298,686	25,359	273,327	
	大 学 卒	532	36.6	308,408	28,964	279,444	
	短 大 卒	160	40.5	273,283	16,581	256,702	
	高 校 卒	240	41.4	293,943	23,172	270,771	
	中 学 卒	3	40.2	304,019	22,166	281,853	
種	技 術 係 員	539	34.9	336,093	45,232	290,861	
	大 学 卒	316	33.8	347,699	47,547	300,152	
	短 大 卒	67	38.1	322,245	44,950	277,295	
	高 校 卒	152	36.5	311,166	39,134	272,032	
	中 学 卒	4	36.9	307,084	35,361	271,723	

4 【参考】規模100人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 年 均 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支 給 する 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 部 長	15	51.7	457,457	544	456,913	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)	
大 学 卒	12	50.7	465,310	640	464,670		
短 大 卒	-	-	-	-	-		
高 校 卒	3	55.9	424,644	144	424,500		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 部 長	23	47.9	518,507	7,740	510,767	同 上	
大 学 卒	12	45.5	504,166	0	504,166		
短 大 卒	2	49.0	595,630	0	595,630		
高 校 卒	9	50.4	522,585	17,441	505,144		
中 学 卒	-	-	-	-	-		

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
						(A - B)	
				きまって 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)		
事 務	事 務 部 次 長	人 6	歳 50.5	円 424,440	円 302	円 424,138	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)
	大 学 卒	3	52.0	491,947	0	491,947	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	2	52.5	348,736	437	348,299	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 部 次 長	8	52.2	431,821	0	431,821	同 上
	大 学 卒	3	48.5	415,819	0	415,819	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	5	54.6	442,381	0	442,381	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 課 長	23	49.6	425,262	5,342	419,920	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	14	48.0	424,628	4,701	419,927	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	9	51.6	426,057	6,145	419,912	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
種	技 術 課 長	35	48.6	453,794	15,795	437,999	同 上
	大 学 卒	20	46.9	410,971	5,558	405,413	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	12	49.8	516,390	25,714	490,676	
	中 学 卒	2	56.5	445,793	41,453	404,340	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 課 長 代 理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
	大 学 卒	5	50.1	379,173	32,080	347,093	
	短 大 卒	2	45.5	403,162	34,312	368,850	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
	中 学 卒	2	49.0	355,515	10,500	345,015	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技 術 課 長 代 理	—	—	—	—	—	同 上
	大 学 卒	22	45.5	601,807	120,038	481,769	
	短 大 卒	19	44.2	592,956	120,580	472,376	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
	中 学 卒	2	55	737,616	174,466	563,150	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 係 長	—	—	—	—	—	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	37	45.1	405,150	57,797	347,353	
	短 大 卒	26	43.9	397,899	41,168	356,731	
	高 校 卒	2	52.0	432,423	13,140	419,283	
	中 学 卒	9	46.8	416,200	96,142	320,058	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技 術 係 長	—	—	—	—	—	同 上
	大 学 卒	58	42.2	411,381	61,296	350,085	
	短 大 卒	34	40.7	426,678	70,581	356,097	
	高 校 卒	9	47.6	427,757	71,860	355,897	
	中 学 卒	15	42.3	379,402	41,612	337,790	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	中 学 卒	—	—	—	—	—	同 上
	大 学 卒	34	40.7	426,678	70,581	356,097	
	短 大 卒	9	47.6	427,757	71,860	355,897	
	高 校 卒	15	42.3	379,402	41,612	337,790	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支給する 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 主 任	50	39.2	315,555	20,892	294,663	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長のいない事業所において、職能資格が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
	大 学 卒	32	35.4	307,738	13,381	294,357	
	短 大 卒	5	46.2	307,004	14,040	292,964	
	高 校 卒	12	42.8	334,986	34,159	300,827	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
技 術	技 術 主 任	71	35.6	321,200	24,348	296,852	同 上
	大 学 卒	51	33.1	305,332	20,508	284,824	
	短 大 卒	10	40.5	341,259	14,327	326,932	
	高 校 卒	10	41.6	366,628	45,826	320,802	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 係 員	129	35.0	267,211	20,845	246,366	
	大 学 卒	58	34.9	285,024	16,818	268,206	
	短 大 卒	18	41.8	233,266	15,921	217,345	
	高 校 卒	53	32.8	263,170	25,962	237,208	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
種	技 術 係 員	172	33.8	279,500	21,830	257,670	
	大 学 卒	97	32.8	280,423	20,903	259,520	
	短 大 卒	26	35.5	272,617	18,278	254,339	
	高 校 卒	48	34.8	280,538	25,360	255,178	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	

その2 給与比較の対象外職種

企業規模計（100人以上）

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支給する 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	-	-	-	-	-	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の 事業所において業務に従事して いる者を除く。
	自 家 用 乗 用 手	-	-	-	-	-	
	自 動 車 運 転 手	-	-	-	-	-	
	守 衛	-	-	-	-	-	
教育 関 係 職 種	用 務 員	-	-	-	-	-	
	大 学 学 長 ・ 副 学 長 ・ 学 部 長	19	59.5	731,471	0	731,471	
	大 学 教 授	67	58.1	631,806	0	631,806	
	大 学 准 教 授	57	49.7	533,152	0	533,152	
	大 学 講 師	42	42.7	442,970	0	442,970	
	大 学 助 教	14	32.4	361,258	0	361,258	
	高 等 学 校 校 長	-	-	-	-	-	
	高 等 学 校 教 頭	-	-	-	-	-	
	高等学校主幹教諭	-	-	-	-	-	
	高等学校指導教諭	-	-	-	-	-	
研 究 関 係 職 種	高 等 学 校 教 諭	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長(取締役 兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員7人以上 の部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者(研究所 長の職名を有する者、上記研究 部(課)長及び研究室(係)長を除 く。)
	研 究 所 長	-	-	-	-	-	
	研 究 部 (課) 長	11	47.6	573,684	0	573,684	
	研 究 室 (係) 長	5	50.5	549,115	0	549,115	
	主 任 研 究 員	22	39.0	443,423	33,527	409,896	
	研 究 員	30	36.5	300,001	30,024	269,977	
医 療 関 係 職 種	研 究 補 助 員	-	-	-	-	-	部下に医師又は歯科医師5人以上 上 上記病院長に事故等のあるときの 職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上 上
	病 院 長	-	-	-	-	-	
	副 院 長	-	-	-	-	-	
	医 科 長	12	57.7	1,492,924	78,440	1,414,484	
	医 師	6	56.9	1,090,095	35,586	1,054,509	
歯 科 医 師 種	歯 科 医 師	1	*	*	*	*	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支 給 する 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
医 療 関 係 職 種	薬 局 長	人 1	歳 *	円 *	円 *	円 *	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	8	49.1	410,443	23,792	386,651	
	診 療 放 射 線 技 師	12	34.2	318,300	26,961	291,339	
	臨 床 検 査 技 師	10	39.7	292,497	11,205	281,292	
	栄 養 士	6	39.9	273,102	5,199	267,903	
	理 学 療 法 士	49	37.3	315,334	9,960	305,374	
	作 業 療 法 士	36	35.9	301,589	10,674	290,915	
	総 看 護 師 長	2	66.4	542,963	0	542,963	部下に看護師長5人以上
	看 護 師 長	15	48.6	418,238	38,962	379,276	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看 護 師	72	41.6	358,067	45,513	312,554	
	准 看 護 師	2	60.0	304,265	49,557	254,708	

第15表 民間における初任給の改定状況

(単位：％)

学歴			項目	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
					増額	据置き	減額	
岡山県	大学卒	規模計 (100人以上)	40.7	(73.6)	(26.4)	(0.0)	59.3	
		500人以上	43.6	(83.4)	(16.6)	(0.0)	56.4	
		100人以上 500人未満	38.0	(63.7)	(36.3)	(0.0)	62.0	
		【参考】 100人未満	28.2	(62.5)	(37.5)	(0.0)	71.8	
	高校卒	規模計 (100人以上)	30.8	(88.1)	(11.9)	(0.0)	69.2	
		500人以上	32.2	(96.9)	(3.1)	(0.0)	67.8	
		100人以上 500人未満	29.6	(79.6)	(20.4)	(0.0)	70.4	
		【参考】 100人未満	19.3	(100.0)	(0.0)	(0.0)	80.7	
全国	大学卒	規模計 (100人以上)	60.5	(75.5)	(24.4)	(0.1)	39.5	
		500人以上	87.5	(80.4)	(19.5)	(0.1)	12.5	
		100人以上 500人未満	52.5	(73.1)	(26.8)	(0.2)	47.5	
		【参考】 100人未満	26.3	(61.0)	(37.7)	(1.3)	73.7	
	高校卒	規模計 (100人以上)	35.5	(81.4)	(18.5)	(0.1)	64.5	
		500人以上	55.8	(87.6)	(12.3)	(0.1)	44.2	
		100人以上 500人未満	29.5	(77.8)	(22.0)	(0.2)	70.5	
		【参考】 100人未満	14.8	(74.7)	(24.5)	(0.9)	85.2	

注：1 事務員と技術者のみを対象としたものである。

2 () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

第16表 民間における給与改定の状況

その1 ベース改定の実施状況

(単位：％)

役職段階			項 目	ベースアップ	ベース改定中	ベースダウン	ベース改定の慣行なし
			企業規模				
岡山県	係員	規模計 (100人以上)	69.6	1.4	0.0	28.9	
		500人以上	76.9	0.0	0.0	23.1	
		100人以上 500人未満	62.6	2.8	0.0	34.6	
		【参考】 100人未満	50.3	0.0	0.0	49.7	
	課長級	規模計 (100人以上)	64.1	1.7	0.0	34.1	
		500人以上	66.5	1.7	0.0	31.9	
		100人以上 500人未満	62.0	1.7	0.0	36.3	
		【参考】 100人未満	34.7	4.0	0.0	61.3	
全国	係員	規模計 (100人以上)	61.4	2.1	0.4	36.1	
		500人以上	72.7	0.7	0.5	26.2	
		100人以上 500人未満	58.0	2.5	0.4	39.1	
		【参考】 100人未満	51.1	3.3	0.6	45.1	
	課長級	規模計 (100人以上)	56.5	3.4	0.2	39.9	
		500人以上	64.8	2.4	0.0	32.8	
		100人以上 500人未満	53.9	3.7	0.3	42.1	
		【参考】 100人未満	48.1	4.1	0.6	47.3	

注： ベース改定慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。
 なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

その2 定期昇給の実施状況

(単位：％)

役職 段階			項 目 企業規模	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
					増 額	減 額	変化なし		
岡 山 県	係 員	規 模 計 (100人以上)	93.8	93.8	35.1	5.5	53.2	0.0	6.2
		500人以上	95.6	95.6	37.6	2.3	55.7	0.0	4.4
		100人以上 500人未満	92.0	92.0	32.6	8.8	50.6	0.0	8.0
		【参考】 100人未満	91.9	84.4	30.7	19.1	34.7	7.5	8.1
	課 長 級	規 模 計 (100人以上)	81.1	81.1	30.7	4.6	45.8	0.0	18.9
		500人以上	76.0	76.0	32.5	2.5	41.0	0.0	24.0
		100人以上 500人未満	86.0	86.0	29.0	6.6	50.4	0.0	14.0
		【参考】 100人未満	87.9	80.4	26.6	30.7	23.1	7.5	12.1
全 国	係 員	規 模 計 (100人以上)	90.7	90.3	36.5	6.4	47.3	0.5	9.3
		500人以上	94.1	93.7	34.2	5.7	53.8	0.4	5.9
		100人以上 500人未満	89.6	89.1	37.3	6.7	45.1	0.5	10.4
		【参考】 100人未満	82.9	82.0	36.8	6.7	38.5	0.9	17.1
	課 長 級	規 模 計 (100人以上)	82.8	82.0	32.0	6.0	44.1	0.8	17.2
		500人以上	79.7	79.1	26.0	5.8	47.3	0.6	20.3
		100人以上 500人未満	83.8	83.0	34.0	6.0	43.0	0.8	16.2
		【参考】 100人未満	81.1	79.9	35.5	7.3	37.2	1.2	18.9

注：1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

2 定期昇給実施の各項目は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、各項目の計と実施の計は一致しない場合がある。

第17表 民間における住宅手当の支給状況

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合	
	岡 山 県	全 国
支 給	68.9%	56.6%
非 支 給	31.1%	43.4%
借家・借間居住者に対する住宅 手当月額の最高支給額の中位階層	岡 山 県	全 国
	27,000円以上28,000円未満	32,000円以上33,000円未満

注： 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第18表 民間における通勤手当の支給状況

その1 自動車使用者に対する通勤手当の支給状況

(単位：%)

	支給する	支 給 形 態				支給しない
		運賃相当額制	距離段階別 定額制	一律定額制	その他	
岡 山 県	99.6	(13.3)	(67.4)	(0.6)	(18.7)	0.4
全 国	97.9	(20.7)	(61.7)	(1.9)	(15.8)	2.1

注：1 支給形態の（ ）内は自動車使用者に通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

その2 民間における自動車使用者に対する通勤手当の月額支給の状況

(単位：円)

	距離段階別定額制における支給月額					
距離(片道)	5 km	10km	20km	30km	40km	50km
岡 山 県	4,545	7,871	14,177	19,931	25,556	32,081
全 国	4,134	7,287	13,616	19,872	26,162	32,418
距離(片道)	60km	70km	80km	90km	100km	
岡 山 県	38,262	45,820	52,046	60,433	67,113	
全 国	38,726	47,080	53,608	59,820	66,437	

注：1 当該距離段階を設定している事業所を対象に集計した平均支給額である。

2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

その３ 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の支給状況
(単位：％)

	支給する	支 給 形 態				支給しない
		全額支給制	制限支給制	一律定額制	その他	
岡 山 県	28.7	(10.2)	(72.4)	(0.0)	(17.3)	71.3
全 国	29.9	(28.5)	(41.8)	(15.4)	(14.4)	70.1

注：１ 支給形態の（ ）内は自動車使用者に通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。
 なお、小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計が100とならない。
 ２ 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

その４ 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の月額支給の状況
(単位：％)

	月 額							
	3,000円未満	3,000円以上 4,000円未満	4,000円以上 5,000円未満	5,000円以上 6,000円未満	6,000円以上 7,000円未満	7,000円以上 8,000円未満	8,000円以上 9,000円未満	9,000円以上 10,000円未満
岡 山 県	11.8	37.7	0.0	10.2	0.0	0.0	10.9	0.0
全 国	6.0	12.9	5.7	26.6	2.4	5.3	6.9	3.0
	月 額							
	10,000円以上 15,000円未満	15,000円以上						
岡 山 県	0.0	29.4						
全 国	18.9	12.3						

注：１ 外部の駐車場を利用する自動車使用者に駐車場利用に係る通勤手当を全額支給制又は制限支給制、一律定額制として支給する事業所を100とした割合である。
 ２ 全額支給制及び制限支給制にあっては最高支給月額。
 ３ 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

第19表 民間における特別給の支給状況

区 分 項 目		岡 山 県	全 国	
		事務・技術等従業員	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
平均所定内給与月額	下 半 期 (A ₁)	355,872 円	404,555 円	304,960 円
	上 半 期 (A ₂)	362,408	414,812	314,106
特 別 給 の 支 給 額	下 半 期 (B ₁)	805,278 円	919,079 円	607,703 円
	上 半 期 (B ₂)	860,633	1,005,723	623,923
特 別 給 の 支 給 割 合	下 半 期 ($\frac{B_1}{A_1}$)	2.26 月分	2.23 月分	1.99 月分
	上 半 期 ($\frac{B_2}{A_2}$)	2.38	2.42	1.99
	年 間 計	4.64月分	4.65月分	

注：1 下半期とは令和6年8月から令和7年1月まで、上半期とは令和7年2月から7月までの期間をいう。
2 全国の年間における支給割合は、事務・技術等従業員と技能・労務等従業員の支給割合を国家公務員の人員構成に合わせて求めたものである。
3 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。
備考 職員の場合、年間支給月数は、平均で4.60月である。

第20表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：%)

	係 員		課 長 級		部 長 級(非役員)	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
岡 山 県	51.2	48.8	45.4	54.6	43.5	56.5
全 国	54.4	45.6	51.2	48.8	50.6	49.4

注：1 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とにならない場合がある。
2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

第21表 民間における定年制の状況

(単位：%)

	定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
		60歳	61歳以上	
岡 山 県	100.0	69.6	30.4	0.0
全 国	99.5	75.1	24.3	0.5

注：1 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。
2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

第22表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

(単位：％)

区 分 \ 項 目		給与減額あり		給与減額なし
			60歳で減額	
岡 山 県	課 長 級	55.9	39.5	44.1
	非 管 理 職	50.7	39.5	49.3
全 国	課 長 級	48.3	34.6	51.7
	非 管 理 職	43.9	31.0	56.1

- 注：1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む。
2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。
3 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

3 生計費関係

令和7年4月の標準生計費

総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」（岡山市・勤労者世帯）に基づき、勤労者世帯のうち、1人世帯及び夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される複数人世帯（2人～5人世帯）について、世帯人員別に世帯主の想定年齢を設定し、令和7年4月の標準生計費を算定した。

標準生計費は、次の5つの費目を対象として算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

食料費	食料
住居関係費	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	被服及び履物
雑費Ⅰ	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ	その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

第23表 岡山市における費目別、世帯人員別標準生計費

（令和7年4月）

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	33,050円	44,650円	57,110円	69,560円	82,020円
住居関係費	63,820	82,850	69,140	55,440	41,730
被服・履物費	6,050	4,350	6,940	9,520	12,100
雑費Ⅰ	21,150	30,990	43,160	55,320	67,480
雑費Ⅱ	10,530	17,140	22,420	27,710	32,990
計	134,600	179,980	198,770	217,550	236,320

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和 7 年10月 6 日 発行

岡山県人事委員会事務局

〒703-8278

岡山市中区古京町 1 丁目 7 番 3 6 号 (岡山県庁分庁舎 2 階)

電話 086-226-7559

FAX 086-273-7272